

## 第8日目（3月6日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は20名であります。

なお、大平剛君から欠席、鈴木一君から午前欠席の届出が出ていますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の会議は、議事日程（第3号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問時間制限は、市長答弁時間を含め、1人当たり質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を超過しますとブザーが鳴り、質問の途中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。なお、残時間が10分になりますと1鈴、5分になりますと2鈴が鳴り、モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆様から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないことといたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位1番、議席番号19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 おはようございます。桑原圭美です。

### 物価高騰に対する支援策強化について

物価高騰に対する支援策強化についてを題に質問したいと思います。ロシアのウクライナ侵攻に端を発する原油高、物価高による家計負担の増加は深刻な状況になっています。加えて、資源に乏しい我が国にとって、円安が大きな弊害になっています。年末年始に行われた様々な会合の際、企業経営者たちからは仕入れ単価の高騰で経営が大変だという声を多く聞き、市民からは同じ消費活動をしているのに、負担だけが増えていると聞きました。

政府が言い続けてきた賃金アップの実現は一部の大企業にとどまり、中小零細企業との格差は広がるばかりです。税収の落ち込みがないのは、公的資金が支援という名で市井にあふれているからであり、これは本来の姿ではありません。個人や企業に対する支援は一時的、短期的なものであるという認識でいるのが常識で、持続可能な南魚沼市の教育や福祉の向上に向けて、早く経済構造の転換を図るべきであると考えます。家庭や企業への支援について議論してみたいと思います。

1、社会情勢で増加する生活費への市独自の支援をどのように考えるか。

2、物価高騰や円安に対する市内企業への支援策を検討しているか。

以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問の途中ですけれども、市長のほうから、議場内スリッパの使用についてお願いしたいということで、これを許可いたします。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。それでは、桑原議員のご質問に対して答弁を申し上げたいと思います。

#### 物価高騰に対する支援策強化について

物価高騰に対する支援策の強化についてであります。まず、社会情勢で増加している生活費への市独自の支援をどのように考えているかということです。ロシア・ウクライナ情勢の長期化、そして急激な円安などによって様々な物やサービスの値段がこの1年の間に大変高騰していることは周知のとおりであります。

そこで国は昨年4月、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を拡充して、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということで交付を決定し、9月には電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を創設したところです。それらを活用して、南魚沼市では生活者への負担軽減支援として、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の上乗せの支給や、小・中学校、また保育園等の給食費に係る上昇分の負担、そしてプレミアム商品券の発行、福祉灯油購入費の助成、冬期の水道料金の減免などを行ってきたところです。いずれの支援策も十分検討を重ね実施を決めたものであると思っております、これは一定の効果があったものと自負しているところであります。

大手電力会社のこの4月からの料金値上げは先延ばしになったものの、令和5年度も物価の上昇は続くのではなかろうかと思われまます。令和4年度のような国の交付金があるかどうかは、今のところ明確には示されておりません。

こういう中で、市としてどういうことができるかということではありますが、まずは国の交付金なくしては、生活者全体の支援の実施というのは、思いはあっても実施は難しいというところが正直な気持ちです。国の動向にこれからいろいろまた変化があるものと思っておりますが、迅速な対応を——これに注目しながら、市としてできるべきところを果たしていこうということには変わりありませんので、その際には迅速な対応をしていきたいと考えています。

また今回、皆さんと議論をしていただき、ぜひご決定いただきたいと思っておりますが、令和5年度予算案に目を向けますと、電気料や燃料費の高騰は、公共施設の運営管理にも大きな影響を及ぼしています。約5億円——これだけです。財政調整基金の取崩しにより、これに対応したいとして案を示しております。

そのような中、総体的には前年度比マイナス予算の自治体も多い——これは皆さんも見ていると思っております。これは当然そうならざるを得ないわけではありますが、持続可能な財政運営

を念頭に、南魚沼市にとって新たな一歩を踏み出す、そういう年にしなければならないということもありまして、積極的な予算を編成しました。これはサービスの低下防止に主眼を置いたところではあります。

食材価格の高騰によって、小・中学校や保育園等の給食費についても値上げはしたくなくてもせざるを得ない、そういう状況であるわけではありますが、子育て世帯にとって負担が大きくなるということから、令和4年度の支援策のときと同様にですが、賄材料費の予算への値上げ分を一般財源から上乗せをするということで、値上げを防ぐ措置を取ったりもしております。

年度途中で予定されております水道料金の改定も含めまして、これは全てこういったところにもつながっていくものと考えておりまして、このようなことが少しでも子育て世帯の、例えば生活支援の一助となればと思っております。

いずれにしても、市単独——市民の生活を守る最後のとりでは市政だと思っておりますので、そういう観点から、様々なものに注意を図りながら進めていきたいと考えているところです。誠に心配ではありますが、そのようなことでもあります。

2つ目の、物価高騰や円安に対する市内企業への支援策を検討しているかということですが、いわゆるカントリーリスクに端を発していると思います。原油価格の高騰、様々それだけではありませんが、物価高の問題はあると思いますが、電気などのエネルギーをはじめとして、あらゆる分野に影響を及ぼしています。事業経営に大きく影響を与えて——これはこれまで3年も闘ってきているコロナ感染症の影響と相まって地域経済の停滞を招く、そういうやはり原因になってきていると思います。

今年度、当市では物価高騰対応分の地方創生臨時交付金を活用して——令和4年度のことですね。農業者等緊急支援事業給付金、またプレミアム付商品券事業を実施し、市民生活のみならず、より広い範囲の事業者の方々への波及効果も狙いながらの事業だと思っております。企業の資金繰りを支援する中小企業金融制度の事業においては、信用保証料の補給を行っているところです。物価高騰を理由としたセーフティネット資金の借入れに対する信用保証料の補給は1月31日現在で6件ありまして、150万円となっております。借入れの額は1億152万円ということでもあります。

12月2日に成立した国の第2次補正予算で、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を行うと政府はしております、国や県においては様々な支援策が動き出しています。現時点では、原油価格・物価高騰等総合緊急対策のときのように基礎自治体——私ども南魚沼市への配分は示されておられません。そういうことから、物価高騰や円安に対する支援は市としては大きく進められない状況となっております。現在行っている支援策を進めつつ、国や県の追加支援策の動向をやはり注意を持って見守って、新たな支援策を検討していきたいと考えているところでありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。では、1個ずつまた再質問していきます。財源は国の補助金を使うというのは、これは一般的だと思います。自治体独自の財源というのはなかなか厳しいのは皆さんご承知のとおりですが、新年度の方針は、ここにはふるさと応援基金というのはあまり使わず、財政調整基金を使っていくということが示されていると思うのですが、また市長が物価高騰——今の物価高騰はいろいろな要因がありますが、災害のようなものだという認識をおっしゃっていました。私もそれは何となく理解できます。

ただ、電力・ガス・食料品の価格高騰というのが、いつまで続くかというのはなかなか読みにくいと思います。財政調整基金を取り崩すというのも限界があるというか、そういったものだと思うのですが、これが長期的になっていくと予想した場合に、別の方法を考えているのか。ふるさと応援基金などありますが、財源的にはどういったことを考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

物価高騰の先が読めないということは、不安はありますが、不安を語ってはしようがないと思うのです。我々はもう、現実の今を生きて、今の市政をやっていますから、将来について私がとやかく言うことはできませんし、そんな知見もありません。が、不安は感じます。ただ、今はその災害並みということにしまして財政調整基金——ゆとりはありませんが、しかし、出動すると。財政出動するというところで、今回案としてはかじを切って、案をつくりました。皆さんから、これからご議論いただくわけですが、

しかし、これが同じこの額を——約6億円という——うちの公共施設だけです。そこを財政調整基金が2回目の出動ができるかといえば、これは躊躇せざるを得ないのではないのでしょうか。なので、とてもその先を考えることは、私はちょっと難しい。ふるさと応援基金を——活用基金を使うというのは本末転倒だと思います。それだって先が分かりません。果たして寄附者がそれをよしとするか、私はしないと思います。

しかしながら、ここにやはり——これは一基礎自治体のもう抱えている問題ではないのではないのでしょうか。やはり国県の、国のほうの支援がなければ基礎自治体——私どもの南魚沼市だけではなくて、全国みんなそうだと思います。今回、恐らく予算案の中ではマイナス傾向のところも多いです。全部見ているつもりなのです、ほかの自治体を。いろいろな要因があって伸ばしているところがありますが、我々と同じような感覚で伸ばしているところというのは、ちょっと少ないかなと私は判断しています。特別なそのときにですね——建物を造るとか、そういうことで伸びている市町村はありますけれども、これらをどう見るかということだと思います。できる限りのところまで、ぎりぎりまで踏ん張らなければいけないと思いますが、その先を基礎自治体に求められても、私は議論はなかなかできないのではなからうかというふうに思います。

○議 長 19番・桑原圭美君。

**○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について**

財源論に関しては、私も同じような認識しております。

では、次の質問に入りますが、国が実施した子育て世帯生活応援特別給付金、1人当たり5万円の支給の上乗せもございました。これはひとり親世帯等に限定されているわけで、これもすごく大事なことですけれども、夫婦で稼いで納めている世帯というのも、生活は決して楽ではございません。ここへの支援もやはり考えていくべきかなというふうに思いますが、この辺はどのように考えていますか。

**○議 長 市長。**

**○市 長 物価高騰に対する支援策強化について**

すみません。ちょっと趣旨が読み取れないところもあって、あれなのですが。今おっしゃったのは、子育てをしていないご夫婦の、というところの方々のことについてどう考えているかというご質問だと……と思って答えます。なぜその質問なのかが、ちょっと私が理解に苦しむのですけれども。それはちょっと私には分かりかねるというか……。

子育てのほうやはりお金がかかると、今一般的には言われていて、それでやはりそこに向かって支援が進んでいるのでしょうから、そういうところに——逆に言えばお金があまりかからない方々については、やはりそういう担保力といいますか、余裕があるとみなされてのやはりことなのかなというふうに思うので、何とってみようもないのですけれども。

ただ、私は何ていうのですか、持論ですけれども、子育てにお金がかかるという話ばかりして、そこだけに光を当てているというのは——分かりますけれども。もういませんが、昔、私の父はよく、一人は食えないけど、二人は食える——子供のことはかかると思うが、それがあってやはり仕事が、労働してやっていくのだというような価値観を持っている人だったので、少し——果たしますよ。行政としては役割を果たしますが、そういうことだけが基準ではないのではないかなという思いを持っています。

**○議 長 19番・桑原圭美君。**

**○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について**

ちょっとここはかみ合わないかなと思うのですけれども、ひとり親世帯は大変だと。その支援はすごく大切だというふうに私も認識していますが、普通に夫婦で働いて稼いでいても、それは生活は楽ではないので、その部分の支援もあつたほうがいいのではないかという趣旨の質問でございました。

次にまいります。支援に関しては、自治体の知恵が試されるという事態ではあると思いますが、限られた——先ほどからも議論していますが、限られた財源の中では至極どこも同じような施策が実施されるということになるかと思えます。ただ、何を支援したとしても、すごくありがたいものになっています。先ほどからも水道料金、給食費などは非常によい支援だったと思います。

全国の他の自治体の事例を簡単に挙げますと、水道料金の一定期間無料化、子育て世帯応援チケット、18歳まで1人1万円支給、給食費無料化等やっています。県内では加茂市が専

門学校生、大学生の親に6万円支給というのを実施しております。我が市で、もしこれらのほかにも何か考えているようなことが、子育て、福祉の視点でありましたらお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

まずこれから、この一般質問の後、令和5年の予算案について皆さんに審議をしていただく。そこに掲げているものが当面の——いろいろ精査した中で、しかし、限りある財源の中で、または財源といっても、何にでも使っていいとか、このことは何も——そういうことではなくて、制約もありながらやる中の最大限のところを、やはり我々は市内でいろいろな思いを巡らせて、議論もして、そうした上で予算案として示しているわけです。まず、ここを考えていただくことが大事だと思います。

ほかの議員の方から多分ご質問があったと思いますが、ほかのこういうことは議論をされたかとか、いっぱいお聞きになる。そういうことはいいのですけれども——当然してはいますよね。こういうことはできるだろうか、ああいうことはできるだろうか。しかしながら、そこを精査した上で出している予算案でありますので、これらについては、議論しております。ここで、私がこういうこともしたけれども、今回案には載せていませんとか、そういうことになってしまいませんか。なので、私はそういうことはちょっと、ご質問は少し角度が違うのではなかろうかというふうに思います。当然いろいろなことを考えておりますし、今回案として示されなかった、次はこういうこともという思いも含めて、やっていかなければならないと思っております。

あとは全国で、そういうサービスがみんな競争なのです。何度も私はここで申し上げていきますけれども、本来それでいいのかと思うような議論もやはりありますよね。例えば給食のこととか——全国一律であるべきでしょうか、あるではないですか。それをもって、自治体間の競争というのが、少しもう行き過ぎていると私は思います。特にこういう物価高とか、こういったことになっている中で、そんなこといくら議論していても始まらないぞという思いが私はある。こういったふうに私は思っている市長でありますので、よろしく願います。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

考え方としては分かりました。予算審議の前ですので、あまりそういうところ、ちょっとふさわしくなかったのかもしれませんが。

この2月22日の日本農業新聞によると、全国の自治体の約3割が2022年度中に給食費無償化を実施しています。東京都内は4月から新たに9の自治体が無償化を予定しています。このうち60%以上が政府の交付金を使って実施したということで、やはり自主財源的にはちょっと難しい政策かなというふうに思っています。

先ほどの給食費……の話がありましたけれども、この支援を市長の中でどのくらいまで続

けるのか。この物価高騰に合わせて続けて、ある程度になったら元に戻すのかと。そこら辺は考えていらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

なかなか当市が給食費無料化ということに進めないのは、ほかの議員さんの中では大項目で上がってきているところもありますので、少しここでは——少しその辺は、全てお答えできないところはありますが。しかしながら、なるべく値上げはしたくないという思いです。賄材料費だけなのですけれども。これについては、できれば単発で終わることなく、今の水準を保ちながらいきたいという思いはありますが。しかし、本当に格好いいことばかり言っていられませんで、ご理解をいただける——今の高騰化の中ではそうですね。

しかし、これが正常数値に戻った場合には、やはりこういう課題があってということは、市民の皆さんにきちんと説明をして、なかなか今の価格のままでは難しいという話をしながら、緩やかな値上げとかということ、やはりこれを否定できるものではないと思っています……というふうに思います。

もしも、給食費を無料化にするのであれば、正当なやり方としては、ほかのサービスのどこかを削らなければできません。それも皆さんが許容していただけるかどうかということも含めて議論しないと、少し浮いた議論になってしまう。私は財政も含めてお預かりしている身として、正直なところを申し上げますのでよろしくお願いします。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

次の2つ目の質問に入ります。物価上昇指数——消費者側から見た指数は、過去30年で最高の上昇率です。国内企業物価指数も同様に大きく上昇傾向にあります。企業が価格に転嫁できれば業績が上がり、賃金も上がるのですけれども、できないことが多く、経営が悪化している状況であるというふうに分析しています。物価と金利が上昇すれば、景気がよくなるというのが常識的なところですが、現状は明らかにコストプッシュインフレで、価格高騰が売上げ減少に直結しているという苦しい状況であると思います。

作る・運ぶ・保管する、全てに関わってくるエネルギーの高騰ですが、市内企業のエネルギー関連の高騰による影響を調査し、また把握しているかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

これにつきましては、担当の部長もしくは課長に答えさせます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 物価高騰に対する支援策強化について

エネルギーについてということだけであれば、私どもまだ、そこについては調査していないということです。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

分かりました。財政調整基金を使う新年度予算というのは、主に先ほども出ましたが、公共施設、市の施設に対する支出であります。また、企業や個人事業主への施策はちょっと手薄いのかなというふうに私は思っています。例えば脱炭素経営に取り組む企業が現れた場合に、県が補助金を出すというような報道もありましたが、連携してそういった脱炭素経営に取り組むような企業に対する支援というのは何か考えているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

この議場でもずっといろいろな議論をさせていただいたり、こちらから話をさせていただいている中に脱炭素社会に——よくSDGsということもついてきますけれども、ネットゼロとか、カーボン・オフセットとか様々ありますが、それらについては始めているところもあります。まだまだ本格的始動ではないと思います。これらにつきましては、新しく環境を中心とした、もっと大きくこの問題を捉まえてやっていく、そういう市の姿勢が大事だと思いますし、やがてそういう日はすぐに迎えていきたいと思っています。加えてそこで行われる様々な施策については、今、環境問題はもう至上命題だというふうに思います。

加えて、殊さらに言いたいのは、私どもができる、やはり貢献の仕方があるという中で、雪のこととかも含めていろいろあると思っています。こういったことから県のいろいろな施策、国の施策等々含めて、これに我々が関与しながら、もちろん連携して、逆に言えば提案もさせていただく中で、いろいろな動きをつくっていかねばならないと考えております。

具体的なところに、まだ具体性が乏しいというところに少しいらつきもあるかもしれませんが、私もそのように思っています。これからまさにそういう方向に進めていこうという考えであります。より具体的なやはり、こういったことに対してやっていくのは、将来をかけてやはり市の大きなテーマになってくると思うので、ここに南魚沼市の目指すべき姿勢が表われるような施策展開を、今いろいろ考案中というところでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

今、市の大きなテーマであるという答弁がありました。私もここは非常に重要なことだと思いますので、またよろしくお願ひしたいなと思います。

次ですが、コロナ禍に対するゼロゼロ融資というのがありまして、これがいよいよ返済が始まっていくのかなと思います。コロナ禍自体は大分収束しつつあるように思いますが、経済は回復していないというふうに思います。この影響について何か対策等は検討していますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について



現在のところの状況については、担当部、担当課長から答えてもらうことにしますが、この件につきましては、新型コロナが始まったすぐから、金融の皆さんとやはりそういう話がよく出まして、新型コロナの影響というのは、感染症としての段階が下がれば済む問題ではなくて、様々な影響が少し長期に及ぶだろうということは見越しております。

それらについて、具体的な支援策等々、そういったことも本当に含めて考えていかなければならないと思います。具体的な金融のところだけではない、本来のその生業といいますか、それぞれのご商売を発展、またはV字回復していただく。その中で返済等々の厳しいそういうリスクを、それを減らしながら、そして本来の活発な経済活動が進んでいくことが大事。だから、ただ単にその金融の問題のところに入れば、そこが助かるというのは、私は逆に言うと本旨ではなかろうかなという気もするのです。合わせ技が大事だというふうに思います。市として果たせる役目は、主にそういうところも含めて重点を置きながら、これからの施策展開をする必要があると考えております。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 物価高騰に対する支援策強化について

今の考え方、非常に分かりやすい答弁でした。合わせ技というのはなかなか思いつかないのですけれども、その視点がなくてどうしてもうまくいかないのかなと思います。ゼロゼロ融資の返済というのは非常にこれから大きな問題になってくると思いますので、またしっかり対応を検討していただければと思います。

最後の質問になりますが、経済活性化にはインバウンドの復活が欠かせないと思っています。市長もその認識は大変強い市長であると思います。また、インバウンドに限ったことではないのですが、電子決済とカード決済が非常に増えているという状況が、こういう地方の経済にもそういった波が来ています。運転資金にカード決済、電子決済が増えて運転資金が手元にないという——しばらく1か月、2か月遅れますので、そういったことに苦慮している事業主さんからの金融相談というのが結構私のところにあります。

こういった部分、どこの自治体も同じ商売のやり方だと思うのですけれども、もし金融機関に対する資金繰りのアドバイスというか、そういったところ——カード決済、電子決済が増えれば大変なのですよということを、金融機関は、理解はしているのですけれども、行政のほうからも何か支援を促すような取組ができないものか、そこを聞いてみたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 物価高騰に対する支援策強化について

金融の皆さんに、我々はまたいろいろな金融団の皆さんといろいろな話ができるという立場もありますので、また日頃もよく会います。いろいろな角度からお話したいと思いますし、そういう視点はあると思います。電子決済、カード支払い等々は、身をもって今回この冬体験したというか、あまりに人手がなくて、私6年ぶりに山に上がって、山から緊急要請がかかりましていろいろな——休みの日だから何をしてもいいとは思っているのですけれども、土日やはり基本的に休みがない立場でありますので、やりくりをして休みに上がって見たの

です。もう8割が電子決済です。私がいた6年前はほとんどいなかったのです。

そういう中でやっていて、本当にコマースの、何か使えますかと言って、使えないと言うと、じゃあいいですみたいなコマースがありますが、まさにそのとおりになっていて、これらが市——いろいろ対応していると思います。やれば難しいことではないのですが、やる手前のところから導入をちょっと敬遠している人が多いと思うのです、市内全体の。これはもうやらなければどうしようもないです。

加えまして、先ほど決済の話が出ました。私も以前からそういうことを取り組んだので分かるのですけれども、前はそういうような長期のスパンだったのです。今は早いです、はっきり言って。金額のいろいろな問題もあるのですけれども、例えば個人商店とか、あまりその利用がない場合にというのもあるではないですか。それはもうすぐ決済になるのです。そういうことの本当の実態を分かっているかどうかということ。例えば個々の名前を出して悪いのですけれども、一番使われているのはペイペイですが、私どものような商売の場合は。早いです、もう。しかし、それにも厳しいという運転資金にお困りの方は、別の角度からのやはり支援が私は必要だと思います。あまり一律に、一般的な——もっと詳しくやはり調べていく必要があるなというのをちょっと今回実感しています。もし必要だったらまた再質問お願いします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位2番、議席番号6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 皆様、おはようございます。傍聴者の皆様には、議場まで足を運んでくださいまして、本当にありがとうございます。それでは、通告に従い、大項目2点について一問一答方式で質問をいたします。

### 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

まず、大項目1点目は、結婚の希望をかなえる支援の推進についてであります。この問題につきましても、平成28年12月と平成30年12月にも質問しておりますので、今回は3回目になります。長引くコロナ禍で日本の少子化はさらに加速し、2022年の出生数は統計開始以来、初めて80万人を割る見込みだと報道されています。これまでの推計よりも10年以上も速いスピードで少子化が進んでおり、国も結婚・妊娠・出産・子育ての環境整備と支援に取り組んでいるところですが、その成果はなかなか見えてきません。当市でも出産応援緊急5か年事業として令和3年度から出産祝い金の支給を始めていますが、それだけではなく、結婚の希望をかなえることも重要だという市民の声が届いています。

内閣府の少子化社会対策白書によれば、婚姻数は、2019年に年号が変わるタイミングで令和婚の影響があり、前年比1万2,526組増加の59万9,007組と7年ぶりに増加しましたが、2020年は52万5,507組と再び低下し、過去最低を更新しました。50歳時の未婚割合は男性28.3%、女性17.8%と上昇を続けており、晩婚化、晩産化も問題視されています。

しかし、結婚に対する意識調査では、いずれ結婚するつもりとの割合は、2015年調査から30

年間、若干の低下傾向にあるものの男女とも8割を超え、依然として高い水準を維持しているとの分析です。

国は少子化問題を深刻に受け止め、地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が取り組む結婚支援、結婚・子育てに温かい社会づくり、機運醸成の取組を支援しています。

また、2021年度は、地方公共団体が行う結婚・新生活支援事業の年齢、年収要件の緩和などの支援充実を実施しました。未婚化や晩婚化は少子化の原因の一つと言われ、今や多くの自治体が婚活支援に力を入れて取り組んでいる状況です。

当市では、第2次南魚沼市総合計画に総合的な人口減少対策の推進として、婚活・交流イベントの開催回数は、令和6年目標値が6回となっていますが、実績は令和1年4回、令和3年3回と目標を達成していません。

戦略プロジェクトの子ども・子育て応援プロジェクトには、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境をつくると基本目標が掲げられ、数値目標として令和7年度の出生数が402人になっています。しかし、当市の出生数は令和3年度に年間で300人を割り込むという危機的状況です。コロナ禍の影響も考えられますが、ウイズコロナ社会が始まる中で自ら掲げた目標に向かってV字回復させるためには、今までどおりの取組を超えた多様な支援の拡充が絶対に必要であると考えます。

そこで、次の2点について伺います。

(1) 当市では広域交流ミーティングパーティーとして、婚活イベントや婚活セミナーが開催されており、そのほかに民間団体のイベントもあります。しかし、コロナ禍でイベントの開催は少なくなり、女性の参加者が集まらず、マッチングイベントを婚活セミナーに変更したこともありました。家族以外の飲食や、大勢で集まることを制限されている職場もあり、今後もまだその傾向が続くことも考えられます。コロナ禍で若者が求める婚活の方法が変化しています。周りの目を気にせず、大勢で集まることもなく、自分の空いた時間に検索できる民間の婚活アプリが浸透しています。しかし、年会費や登録料の高さから続けられないという課題もあります。

県内他市の取組を見ますと、十日町市はハピ婚サポートセンターとおかまちマリアージュにコーディネーターを2人常駐させ、年会費3,000円で登録制の結婚支援を行っているほかに、令和2年にはZ o o mを活用したオンライン婚活を実施しています。阿賀野市では、1対1の恋活を登録料無料で実施しています。

新潟県が導入している婚活マッチングシステム、ハートマッチにいがたは、今年2月4日時点で、成婚数が180組と着実に成果を上げています。2年間有効の入会登録料は、29歳以下9,000円、30歳以上1万1,000円となっており、これを助成している市町村は、糸魚川市、妙高市、加茂市、阿賀野市、上越商工会議所、十日町市、魚沼市、出雲崎町、阿賀町などがあります。助成の内容は様々でも、このハートマッチにいがたのホームページに入会登録料を助成している市町村などとして記載されているだけでも、婚活支援に力を入れていることが感じられます。

当市でもイベントを開催する団体に補助するだけでなく、多くの自治体で取り組んでいるような県のハートマッチにいがたや民間事業の登録料などの利用者個人への助成に取り組むべきと考えますが、所見を伺います。

次に（２）番、前回の平成 30 年に若い世代の交流機会の拡大について、首都圏周辺の自治体とも連携し、婚活支援につなげられないかを伺ったときは、交流人口を増加させるということが移住・定住促進につながるということは理解しますが、出会いの機会の提供によって交流人口を増加させるということはなかなか容易ではない。防災や観光や雪資源利活用など様々な交流を続け、一歩ずつ信頼関係を築きながら検討したいとの答弁でした。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大が続き、残念ながら計画どおりには進まなかったものと思います。しかし、今年の 5 月以降は制限が緩和され、ウイズコロナ社会が始まります。今こそ積極的なイベントを開催し、友好都市との交流を深め、移住・定住施策と連携した交流機会の拡大の取組に力を入れるときではないかと考えますが、所見を伺います。

演壇からは以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、田中議員のご質問に答えてまいります。

#### 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

結婚の希望をかなえる支援の推進ということであります。大変大きいテーマだと思います。まず、1 点目の多くの自治体に取り組んでいる、県のハートマッチにいがたや民間事業の登録料の助成に取り組むべきではないかということにお答えします。

ハートマッチにいがたは、先ほどお話もありましたが、県が実施している婚活マッチングシステムということで、登録料を支払ってマッチングシステムに登録して、ご自身の希望する異性と巡り合うことを目的としたサービスであります。先ほどお話もありましたが、この登録者が 1,500 人程度、登録料が 29 歳未満の方が 9,000 円、30 歳以上では 1 万 1,000 円ということで、2 年間の有効ということを伺っています。

先ほどお話もありましたとおり、平成 28 年の暮れ、12 月から取組を始めて——これは私がちょうど市長になったときなのです。令和 5 年 2 月 4 日現在——約 5 年くらいでしょうか、6 年か——180 組が成婚しているということであります。令和 4 年度は、県内 8 つの自治体で登録料に対する助成が行われています。先ほどお話のとおりです。議員からお話もありましたでしょうか、民間事業者においても、独自のマッチングシステムを構築して提供しているというケースもあります。

現在、南魚沼市は、もうお分かりですけれども、マッチングシステムへの登録料の助成というのは行っていません。ただ、先般 2 月 15 日に、新潟県の令和 5 年度予算方針というのが示されて、まさに県議会でやっていると思いますが、子育てに優しい社会の実現に向けて、結婚・子育て支援の強化が示されました。県と市町村が連携して、若年層への結婚支援の体制強化を図るといふふうにもうたわれています。南魚沼市においても、これらマッチングシ

システムへの登録料の助成について検討を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

2つ目のご質問のほうに移ります。ウイズコロナが始まると。今いよいよそういう段階になってきたと思います。友好都市との交流を深めて、移住・定住の施策と連携した取組に力を入れるときではないかということで、友好都市についてはこのコロナ禍であっても拡大を、大きく広げていこうというような中から——これは相手もありますからそう簡単ではありませんけれども、様々にまた拡大を続けさせていただきました。

結婚を機に移住・定住を決意されるという方もやはり多いということから、婚活イベントと移住・定住の様々な取組というか、施策を連携して実施するということが非常に有効であるというふうに考えます。ただ、友好都市と連携した形での婚活イベントというのは、以前取り組んでいまして、平成27年、大分ちょっと前になりましたけれども、六日町商工会の青年部の皆さんが実施主体となってくださって、埼玉県の坂戸市——うちとは友好都市ですけれども、坂戸市と共同で実施したことがあったのです。

そのときには、当地域の男性、そして坂戸市の女性という対象で実施したということですが、これは本当にチャレンジしてくれたことはすばらしいと思っています。双方の参加対象者の男女比率とか開催場所がなかなか、いろいろ課題として、やはり反省点として残ったという話も伺っています。決してそれでやめるということではないのですけれども、その後は2回ほど多分やったというふうに聞いておりますが、どうしても……相手があるという、結婚も同じだと思うのですけれども、こちら側だけの主張というかだけでは、やはりなかなかというか、どうしても自分の都合だけのほうでは難しいのだということに、やはりこのときに気がつきがあると思うのです。

長期的な視点に立って、双方にメリットがある形での実施という意味では、婚活や移住を前面に出して交流するということが果たしていいのかなという気が、やはり学びではないかなと思うのです。何が言いたいかというと、そこを直接的に言うことではなくて、できれば観光やイベント情報の発信、また特産品の販売等々、それぞれ交流のやり方はある。スポーツのイベントでもいいでしょう。こういったことによって市全体のPRを双方でやはり行いながら、この中で協力関係を築いていくことが、結果として移住者が増える可能性、もちろん婚姻に至るまでの様々なことにつながっていくのではなかろうかなという気がしております。

今回の質問は大変ありがたく思っております、友好都市との交流につきましては、新型コロナ云々ではなくてその前から進めてきておりますが、少し足踏みした状況もあったかというところもあると思います。お祭りもみんな中止とかが続いていました。コロナ禍の沈静化に伴いまして、先ほど言ったような様々な交流を中心に従来どおり活発に行っていきたいと考えております。この双方の交流が促進されることによって、お互いの地域の活性化の中で住民同士の交流、こういったところに出会いの場や様々なこととなる。

そういうことも腹の中に置きつつ、やはりいろいろなことを展開していくことが重要では

なかろうかと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。今日のことにつきましては、これから明るきに転じていくためにも、重要なことだと考えております。よろしくお願います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

(1) 番のほうですけれども、県のほうとは連携して進めていくということで、検討を始めるというお話、ご答弁でありました。県のハートマッチにいがたのほうというのは、ほかにももう既にやっていることですので、検討されるということですので、それで進んでいくのかなというふうに思うのです。あともう一点は、民間の事業でもやっています、1対1のマッチングシステムというのは、民間でもいろいろやっています。

私の1番のほうの質問としましては、イベントを開催する団体に補助するという、今までやってきたやり方だけではなくて、それはもちろんいろいろな手が必要ですので、それももちろんですけれども、個人——利用する個人、県のハートマッチにいがたでもそうです。民間の1対1のマッチングシステムであったり、そういういろいろなことが今はありますので、そちらの個人のほうの補助についても、そこも検討するという受け止めでよろしいのかどうか、再度確認します。

○議 長 市長。

○市 長 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

ご質問の趣旨はよく分かりました。2つ建てですね。県のやっているものと、ほかの民間のやっているところ。節度があるのではないですかね。いっぱいありますよね、きっと。あまたある。事業者支援という観点も出てきてしまう場合も——いろいろなことを考えなければいけない。我々は公のお金を使うわけですから。そのところには節度があると思いますけれども、非常にやはり極めて有効な、例えば成婚率が非常に高いとか、そういうような線引きはあってしかるべきだし、なければおかしいと思いますので、そういったことで担当者もやはりいろいろなものを考えておるかと思います。

そういう中で、これは大変有効であるとか、そういうことになればこれは別に、十分検討していく材料ではないでしょうか。ただ、あまたありますということは、ぜひ、お考えいただきたい。本来は自分の結婚とか、そういうことについて公費まで投入する——ここに至らざるを得ない今の状況が極めて厳しい状況なわけで、本来はやはりご自分の努力で相手を見つけたというのが、本来の本旨は、だと思っております。

なので、応援していくという範囲を超えてしまい過ぎるのは、いかがなものかと私は思っている一人です。ただ、そうは言ってもというところがあるので、これは十分有効性を見極めながら、支援できるものについては検討しようということに今考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

分かりました。民間の婚活アプリですと、簡単に検索はできるのですが、なかなかその先に、SNSでつながってはいても、実際にでは会いましょうというときには、やはり知らない相手と2人だけで会うというのは、本当に勇気のいることですので、なかなかその先に進まないのです。手軽であるがゆえに、その先に進まないことが多いです。

ですので、市長が今ほどおっしゃった、節度を持って、あまたあるというところは、そういったところがあるかと思えます。ただ、そういう民間のものはSNSだけではなくて、ちゃんと県のハートマッチにいがたのように、サポーターが間に入って、そして1対1で会えるようにする。そういうことをやっているところもあります。そこは本当に先ほど有効性ということをおっしゃいましたけれども、十分に女性の登録者も大勢いらっしゃいますし、そしてマッチングの実績も本当に上げています。

ですので、本来は個人で努力しなければならない。それも市長のおっしゃることはよく分かります。けれども、男女の比率が違いまして、若い女性がやはりこの地域には本当に少ないです。新潟県全体としましても女性の転出のほうが多いわけですので、なかなかそこが個人の努力だけでいけない部分があります。そういったことも有効性をよく見極めていただいて、支援をしていただけるということで期待したいと思えます。

次に、(2)番のほうですけれども、コロナ禍であってもその交流については拡大をしてきた。そして足踏みがあったけれども、双方のメリットになるような、市のPRというところがあるように、そこと結びつけて交流の機会を増やしてくださるということでご答弁いただきました。

その辺については、私も同じ考えでありますので、やはりこれからようやく祭りとかいろいろなイベントが再開されてくると思えます。そういうときにやはり首都圏の若者を呼び込んで、観光バスツアーというようなことともセットにしながら、向こうの若者、そしてこちらのほうの若い住民の方々も一緒に交流するという場を、ぜひ増やして行ってほしいと思えます。そこは考え方に差はないかなと思えます。

ただ、先ほどおっしゃった、坂戸市さんと2回やった。そのことは私もよく分かります。実際に成婚もありました。それは坂戸市さんからは男性の方も参加されていて、こちらに移住されました。ですので、そういう実績もちゃんとあります。決して都会から女性だけを連れてくるというようなことではありません。

ちょっと通告の余白のところには入れておいたのですが、市が事業をやっていることについて、婚活専門サイトのマリピタに、南魚沼市の広域交流ミーティングパーティーが婚活支援として紹介されましたが、イベントの参加条件は男女によって違います。男性は南魚沼市が隣接している湯沢町に在住されている方が優先されるが、女性はイベントごとに示されている年齢条件を満たしていれば、基本的にどなたでも参加が可能と書かれています。

この広域交流ミーティングパーティーは、湯沢町と一緒に南魚沼地域広域計画協議会が民間委託している事業でありますので、それでやむを得ない事情もあったかとは思いますが、せっきやく市の取組を紹介してもらっても、男女別の参加条件を読むと、ちょっと古い。

どうしても都会からお嫁さんを連れてくるというような、私自身が古いのでそんなふうになってしまうのかもしれませんが、そういったイメージがどうしても付きまといまいます。

私のように女性で、家を継いでいる人も市内にはたくさんいらっしゃいます。先ほども言いましたように、相席居酒屋では男性の方が移住してくださっているということも、今は男性の方も本当に柔軟に女性の仕事の都合とかに合わせて、自分のほうが転出するという方も近くにはたくさんいらっしゃいます。男性だから、女性だからということではないのかなと思います。

ハートマッチにいがたのほうは、新潟県在住の方、県内にお勤めの方、または新潟県への移住を希望される方と記載されていまして、私はやはりこれだろうと思うのです。やはり市で取り組むイベントにつきましても、南魚沼地域在住か、移住を希望する方ということで、わざわざそこで女性、男性ということで分けた条件を明記してしまうのは、かえってイメージがどうかと思いますので、回数とかイベントの内容ということだけではなくて、条件についても少し見直しが必要ではないかと思っておりますけれども、市長のお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

それでは、今ほどのご質問にお答えします。お話のとおり、湯沢町さんと私ども南魚沼市で構成する南魚沼地域広域計画協議会で、広域交流ミーティングパーティー事業、いわゆる婚活イベントを年間2回提供しているということです。

議員お話のように、男性の参加者については、南魚沼市、湯沢町在住者を優先しているということ。ここが古いというお話、そうかもしれません。しかしながらですが、婚活イベントの参加者自体が定員を下回るような状況があったということもあって、現状では在住要件にかかわらず、柔軟に参加者を募っているという報告をいただいています。ただ、完全にこの要件の廃止をするかどうかについては、これはやはり湯沢町さんと構成している我々、会でこれをやっている——このことだけで言えば——ことなので、協議が必要と考えています。

加えまして、今までの枠を超えた重点的な取組を期待ということもおっしゃったかと思っておりますので、令和5年度につきましても、新たな試みなのですが、魚沼地域の定住自立圏——これは魚沼市も入るわけですから。ここで婚活イベントの開催を予定するということでもあります。またいろいろなご助言やご提言をいただければと思います。結婚したい人の背中を後押しするような、ライフデザインセミナーというようなものも開催するとか、婚姻数、出生数の向上にこれをもって取り組んでいきたいということをおっしゃっています。

加えまして、地域少子化対策重点推進交付金というのがありますが、これを活用させていただいて、結婚新生活の支援事業に取り組む。また、婚姻に伴う住宅取得、リフォーム、家賃、引っ越し代などの経費への助成を実施する予定で今検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。



## ○田中せつ子君 1 結婚の希望をかなえる支援の推進について

私のほうでも国の支援策というところをちょっと紹介しましたがけれども、それに沿って、市のほうも動いていくということを確認させていただきました。

## 2 ころとからだの健康づくりの推進について

それでは次、大項目2点目に移ります。ころとからだの健康づくりの推進についてであります。コロナ禍でこれまでの3年間は、祭りやイベントなどの人が集まる機会が激減し、心身への影響を心配する声が市民から上がっています。若者からは友達と自由に飲みにも行けない。子育て世代からは、休日でも出かける場がなくなってしまう。高齢者からは、近所に気軽にお茶飲みにも行けない、との嘆きの声がありました。人との交流が健康づくりには欠かせないと痛感した3年間でありました。

第2次南魚沼市総合計画には、地域ぐるみでつくる健康・福祉・子育てのまちの基本施策1に、ころとからだの健康づくりの推進があり、基本方針には、健康推進員などの地域組織や地域づくり協議会との協働による健康づくりの環境整備を推進し、市民一人一人が積極的に健康づくりに取り組み、心身共に健やかで、生き生きと暮らせるよう努めます、と掲げられています。停滞した3年間を取り戻すよう、日頃の健康づくりの機会を増やす取組が必要と考えます。

そこで2点について伺いますが、まず1点目です。

(1) 食生活改善推進員は全国ネットでつながる組織で、戦後間もなく食料不足、栄養不足で乳児死亡率が高かった時代にスタートし、平成9年には地域保健法が施行され、地方交付税に組み込まれ、食生活改善推進員の養成は市町村に移譲されることになったという、長い歴史がある組織とのことであります。

南魚沼市食生活改善推進員の活動は、私たちの健康は私たちの手で、を合い言葉に、塩分の取り過ぎは要注意ですというパンフレットや、おいしくちゃちゃっと健康レシピという減塩レシピなどを1冊にまとめて配布したり、コロナ禍でも積極的に活動を続け、生活習慣病予防などに重要な役割を果たしています。推進員は料理の得意な人が多く、各地区で料理講習会や勉強会を開催しています。

塩沢公民館や浦佐の働く婦人の家で地域単位の料理講習会を開催していますが、六日町地域は市役所南分館の調理室がなくなり、総合支援学校の調理室を使うことになっていますが、土日、祭日、夜間は使用できないため、十分な活動ができない状況にあります。地域住民を集めて料理講習会をするための場所の確保をどう進めるかを伺います。

○議 長 市長。

## ○市 長 2 ころとからだの健康づくりの推進について

それでは、田中議員の2つ目のご質問です。ころとからだの健康づくりの推進。1番目のほう、答弁いたします。食生活改善推進員さんのこの活動です。我々、食推さんとかというお話をしていますが、長い歴史があることも存じ上げています。本当に素晴らしい活動を続けてこられております。

生活習慣予防等に十分な役割を果たしてきているが、六日町地区での調理室の問題、私市長に就任しまして、多分すぐだったと思います。当時——今代わっておられないと思いますけれども、会長さんほか役員の皆さん——代わっておられますか、すみません。失礼しました——からいろいろな、る話をお聞きしまして、ああ、そうかなという話だったです。前はこの隣にあったということも含めて。この食にまつわる様々な研修会の開催、また地区活動に取り組んでおられますが、調理実習、また料理教室などの実食を伴う活動、これが働く婦人の家、塩沢公民館、総合支援学校といったような施設、もしくは地域の集会所などを利用されていると思います。コロナ禍での話は先ほどお話があったとおりですが、この中にあっても普及啓発活動、また実施者数を増やすなど、積極的に取り組んでいただいています。

一部の施設ではお話のとおり、コロナ禍において従来のような使用ができないというような課題があったと。これはやがてそれは解除されていくというふうに、正常に戻っていくというように思います。この点はあるのですが、一方で市全体で見た場合に、調理室等の設置数が不足している。また不便が生じていて、活動が制限されるというご指摘ですが、十分な活動ができないといった状況までには、少しそれは——一部この地域的な問題があるかもしれませんが、そうではなかろうというふうに私は思っています。もしかしたら、いろいろなご反論があるかもしれません。

現状では、市内にある施設を活動状況に合わせて活用いただくことも、ぜひともお願いしたいと考えておりますが、私が6年前になったときに話があったのは、やはり六日町地区のこの問題ではなかろうかと本当に思います。これについては、合併以前の、極めて分散を最初はしていた市の機能が、その後、どうしても六日町本庁舎——これは隣の北と南館もそうですが、こういったところに集約が進み、どうしてもそういうところでご不便をおかけするような今、結果になっているということは十分認識しています。

がゆえに、今後、庁舎の在り方、様々なことが検討を加えられていく中において、これは本当にしっかりと考えていきたいという位置づけをやはりしていきたいと考えております。今不十分なことも十分承知の上で、あえてこの中で機能的な——例えば土日の開催の問題をクリアするとか、先ほどお話があったような。こういったことの中で、いましばらくの猶予をいただきたいと考えているのが本当のところでありますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ころとからだの健康づくりの推進について

この件につきましては、市長もご存じだということで。しかし、十分な活動ができていないのは一部ではないかというお話が今ありました。それで、塩沢公民館なのですが、結構混んでいて取れないそうなのです。やはりできる場所、調理室があるところが限られていますので、どうしても予約がかち合ってしまう、なかなか取れないということ。それと自分たちだけが、推進員の方々だけが調理実習するときには、地域の公民館的なところで狭くてもある程度はできるのですけれども、地域の住民を呼んで、一緒に調理実習をして、減塩のメ

ニューはこうで、実際作るところですというふうに飲んでいただいたり、というような実際のところを見ますと、それをやろうとしたときに、六日町地域の方々に塩沢のほうまで来てくださいと言って、どれだけの方が参加できるでしょうか。

ですので、塩沢と浦佐にあるからいいということではありませんので。五十沢も公民館は元が学校ですので、そこが地域の、地域づくり協議会とかが入って使えるようになっていて、あそこもちろん広いです、私も見ましたけれども。でも、そこは五十沢地区の方々がそこを使っているわけです。六日町駅の周辺の、六日町の地域の方々に、五十沢の場所でやりますから、さあ皆さん来てくださいと言っても、なかなか人が集まらない。そういう問題がある。

食生活改善推進員さんになろうという方々は、やはり調理実習したくて入ったという方も、ほとんどだそうです。ですので、せっかくやる気がある中で、場所がなかなかないからできないというようなことでは、私はとっても、市としてももったいないなということになると思うのです。ですので、その方々が十分に力を発揮して活動できるようにするためには、どんな後押しができるのかという視点で、やはり考えるべきではないかなというふうに思っています。

それで一番早い——少し猶予が欲しいということで、今ほど答弁いただいたのですけれども、一番早くこの問題を解決できる方法というのは、今の総合支援学校が土日、祭日、夜間が使えない。鍵の管理が、総合支援学校のほうで鍵の管理をしていますので、自由に入って準備したいからちょっと行って準備しようとか、やはり人に来ていただくということを考えたり、自分たちが活動するにしてもそうですけれども、土日、祭日、夜間が全く使えないというのは、現実的には大変使いにくいものになっています。

ですので、私がちょっと相談をしたりして考えたのでは、やはり総合支援学校の鍵の管理というものを——学校教育課が市民会館に入っていますので、あそこは土日、祭日でも誰かしらいて開いているわけです。鍵の管理をそういったところに、そこでもできるようにして、何とか総合支援学校をフルに活用できるような方法というのが、一番早くこの問題を解決できる方法ではないかと思うのですけれども、その点については市長いかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ころとからだの健康づくりの推進について

先ほど言った、少し猶予をいただきたいというのは、そう簡単に建物を・・・でなくて、そういうことがあって——これからでもしかし、中長期的に見ると、きちんとした施設づくりというか、改築、改装、もしくは新築、こういったことを今視野に入れ始めようというところでもありますので、そういったところを申し上げたのであります。

ただ、今すぐできることについてご提案もありましたので、この後、教育部のほうにも答えてもらいますが、簡単にできるようなことであれば、やっていたと思っているところもちょっとあったり。しかし、見解を聞いてください。

やはりできないことをできないままにしておくのは、私も市長である以上、庁内でいつも

そういう話をします。どうやったらできるかということを含めて考える場合、例えば六日町は、でもほかよりすごいのは、様々なホテルさんや料理店さんたくさんあります。そういう視点が今まであったかどうかということです。

ここで止まっているのではなくて、例えばないものをないままにしておかないというか、こうやったらできるのではないかということの発想の中で、例えば協力的な料理店さんもいると思います。それが昼間、もしかしたら施設が空いている時間帯もあるかもしれない。より多く集めたかったら、そういう会場のところを——例えば協力いただけるところはないのかということ調べたことがあるのかとか。そういうことが、もしかしたら我々が間に入ってそういうことができるのであれば、これはお手伝いを我々側がしていくということは必要だと思います。

だから、こうならなければできないという議論だけだと、ないからできませんという話にしかないなので、そうではないところをみんなで、取りあえず今のところは考えていこうということが、少し私のほうの言葉足らずで申し訳なかったかもしれないし、お互いにできることがあるのかなと思って今聞いています。

なので、今回一般質問というこの場で、この調理室の話が出たということは歴史的なことだというふうに思いますし、これを機会に、ここだけの議論に終わらせずに、どうやったらできるかということをもみんなで知恵を出し合うということに向きつけになればと。この今の場所が、この今の議論がよりよかったなという話になると思うので、やっていきたいと思います。総合支援学校のことにつきましては、教育部のほうから答えてもらいます。

○議長 長 教育部長。

## ○教育部長 2 ころとからだの健康づくりの推進について

支援学校のお話をいただきました。土日、祭日、夜間、使用できないということですが、確かにそのとおりでございます。この調理実習室は、総合支援学校の1階にございます。入り口は正面の玄関を入るしかありません。というのは、それ以外の入り口というのはないわけです。入りますと更衣室があるので、更衣室に入ってスリッパに履き替えて、調理室に入るという動線になっています。

なぜ土日、祝日、夜間が使用できないかというと、セキュリティーが入っているからです。このセキュリティー、鍵以外のセキュリティーですね。セキュリティーを解除する方法は、一部の人間と学校の関係者しか知りません。玄関からの入り口を入らないで侵入しようとした場合は、そのセキュリティーは解除できません。時間が間に合わない。なので、必ず玄関から入る必要があって——セキュリティーの解除の仕方は言いませんけれども、セキュリティーの解除をしないと関連会社、あるいは警察への通報ということになります。そのため、土日、祝日、夜間利用されるときは、学校の先生があらかじめ来てセキュリティーを解除し、授業が終わった後、学校の中の確認をした上で、セキュリティーをまた入れてお戻りになるということをしています。そういったことが支障になっておりまして、鍵の管理をどこかに預けるとか、自由に使えるようにするということは、少しできない施設というように考えて

おります。

土日に、では先生が来ればいいではないかというお考えもあるかもしれませんが、ご存じのとおり、総合支援学校は地域に開かれた学校であるということで、学校関係者の利用も多いわけです。そんな中でかなりの数、先生方、土日も来られることがあります。なので、これ以上の負担をちょっと増やしたくないなというのは、私の正直な気持ちでございます。

そんなことで、学校の一部なのだという視点から考えますと、子供の安全、学校の安全を考慮して、これ以上の利用はちょっと難しいかなと考えております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ころとからだの健康づくりの推進について

まず、市長が先に答弁された、民間のホテルや旅館やいろいろな施設、そういったところはどうかということだったわけですが、食生活改善推進員さんの方々は周りのところも全部調べています。実際に見たり聞いたりしています。ただ、利用料がかかるのです。市からの補助金は年間で38万円しかありません。調理実習をした場合には、利用者の方からも多少参加費ももらったりしてやっているのですが、食生活改善推進員さんはボランティアでやっているのです。それ自体に大きな活動資金というものがありませんので、民間のところを借りて、その使用料を払ったりというまでの予算の余裕がないというのが現状であります。ですので、そこもなかなか難しいなというところもあります。

今ほどの総合支援学校の鍵だけではなくて、セキュリティーの問題ということについては、よく分かりました。ただ、食生活改善推進員さんはやはり学校に迷惑をかけずに、また遠慮せずに使用できる、出入りできるように入り口を分けてもらえないのかということも意見が出ていました。セキュリティーの問題というのはもちろんありますけれども、そうしますと本当に限られた利用しかできないということになるなというのが、ちょっとこの場では解決の方向がなかなか見えないなと思います。

ただ、建物についてはもう少し猶予をくださいということでしたので、今後、新健診施設等ができると、そちらに保健課が移動するとか、いろいろ市内でも動きがあるかと思えます。今の総合支援学校の場所というだけではなく、多方面で考えていただけたらなと思えます。それは今後のまた課題として一日も早く改善されるように、十分な活動ができるようになることを期待します。

それで次に、(2) 番のほうに移ります。

(2) 元気な高齢者が集う機会が不足しています。特に冬場は屋外の行事がなく、畑仕事もできず、出かける機会がなく、閉じ籠もりがちになると困窮の声が上がっています。筋力づくり教室が実施されていますが、参加者が少ない行政区では開催されていないので、ほかの会場まで行かなければなりません。車の運転ができないと参加できる事業が本当に限られてしまいます。

南魚沼市健康推進員の活動実践集が発行されましたが、これを見てもコロナ禍で集会が開きにくくチラシの配布や回覧だけになった地区が多くなっていました。自宅で1人で体を動

かしたりパンフレットを読むだけでは、なかなか続かないという市民の気持ちもよく理解できます。市民が元気になる交流の場をどう増やすのかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 ころとからだの健康づくりの推進について

2つ目のご質問ですね、元気な高齢者が集う機会が不足しているので、交流の場をどう増やすかということです。筋力づくり教室もあります、ふれあいサロン、市内各地域で実施されてきた通いの場についても、コロナ禍でなかなか厳しい状況があるかと思えます。ようやく再開を期していけるだろうと考えているところですが、この長期間の休止がどうやって影響するかということをちょっと心配しています。議員もそうだと思います。その間の体力、意欲の減退——意欲のほうがかたくなるかと思えます。参加者や運営ボランティアの高齢化も、これはもちろん進んでいくのだろうと思えます。休止のまま廃止となってしまったところもあるということです。頑張って活動を続けていただいている方の中に、残念ながらこの運営ボランティアであることの負担感——これは個々の皆さんの問題もあります。こういうのが大きくなったという声もやはりお聞きするところがあります。自主的なボランティア活動でもありまして、私どものほうから無理強いをすることは、これは絶対ありません。できるわけはありません。

市では一般介護予防事業として、地域に出向いて運動、または口腔——歯のこういう健康、栄養、認知症の予防などを織り交ぜた、まめでいきいき倶楽部というのを実施を始めています。定期的開催して、行く行くは地域で自主活動の通いの場となることをもくろんで今始めているわけでありまして。年間で3か所程度の地道な活動ですが、これをやっていきたい。社会福祉協議会とも連携しまして、活動していないサロンへ再開を働きかけていくなど、様々に取り組んでまいりたいと思えます。

高齢者の方の興味とか、好みという嗜好、こういったものも生活様式も含めて非常に時代とともに変わってきている。今そういうところがちょっと心配なところはありますが、それぞれ内容や形が変わっても、場合によって、まずは例えば終了する事業というものもあるかもしれません。しかし、これでいいわけではありませんので、新たな取組が立ち上がっていく、こういったような循環をしていかなければならないと考えています。

いろいろな——ふれあいサロンに限らず、筋力づくり教室、公民館の事業、地域の自主的な活動などいろいろなことがあります。これらと力を合わせて頑張っていかなければならないと思えます。私としては12の協議会というのがこの地域にとって宝物であるということは何度も発言しています。

先ほど議員からもお話があった、浦佐の協議会や様々ほかにもあります。例えば大巻の地域づくり協議会は、これから新たな形を目指して取り組んでまいります、どんな建物にするかとかですね。こういったことが12の地域で生き生きと展開していく方向、こういう中に先ほどの中央に集めなければならぬかという議論の——逆に言えば、12の地域協議会にそれぞれもっと根差した、地域に根差したそういう活動の在り方が、食生活改善推進員さんだけ

ではなく、ほかの皆さんのほかの活動も含めて、やっていけたらよろしいのではなからうかなと考えております。

以上です。こういった中にポイント制度を導入していくとかですね、そういう活動の中に。そういうことが、これから目指すべき姿だと思います。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ころとからだの健康づくりの推進について

今の現状につきましては、市のほうも大変正確に捉えていらっしゃるのだと思います。つい先月出されたこの実践集、各行政区ごとで本当に細かくいろいろなことをやっていらっしゃる、私が見ても、どれも全部参加したいなと思うくらいいい取組があるなと思います。地域づくり協議会との連携というのも、この健康づくりについてはもう計画の中でも組み込まれておりますので、それも重要なことだと思います。

ただ、先ほどもちょっと言いましたけれども、車の運転ができるときには参加したいなというのがあれば、どこへでも行けるわけです。けれども、こういったいろいろなイベントや活動が再開されても、足の確保がないとなかなか歩いて行かれる範囲にしか行けないという制限がどうしてもかかってしまいます。

路線バスは今年の10月から土日、祭日がもう全て運休になっています。市民バスもそうです。平日しかやっていません。ですので、本当に運転できなくなると行ける範囲が限られてしまう。動くことも、いろいろなこと——体も頭もいろいろなところが刺激を受けることが少なくなってしまう。このことは本当に心配なことだなと思います。そういった交流の機会を増やすためには、足の確保ということも合わせてちょっと考えないといけないのではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ころとからだの健康づくりの推進について

これについては、私は私なりに明確なビジョンがあります。これから議論も含めて、また形づくっていく必要がありますが、中央に集めてくるという考え方は、これからの方向を目指したいと思っているのです。例えば市役所に来なくていい市役所、これは何が鍵かと言えば、私は12の協議会の単位が鍵だと思います。ここを——今のやり方ではまだまだ駄目です、負担がかかり過ぎますから。

しかし、そこに行政が入り込んでいくことを含めてやり、足の問題もその地域のエリアで解決していく進み方。いっぱい盛んにいろいろな議論がありました、市民バスの問題も。これも今、私は過渡期だという言い方を前からしていますが、将来の像はその地域ごとにドア・ツー・ドアが行われて、そこを太い路線で、必要があれば中央というか、市のまちの真ん中に来る、そういうライン。これらが無い限り、どんな議論をしても私は駄目だというふうに、自分は固く思っていて、これらを目指す中で先ほど言ったサロンとか、お年寄りの居場所とか様々な——食生活改善推進員さんも含めたほかの、たくさんありますが、医療や福祉のこと、生きがいづくりとか、色々ありますけれども、こういったことがその場所でやら

れていくことが、これは絶対目指すべき方向性だと思っているので、そういう方向ではなからうかと思いますが、いかがですか。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 ころとからだの健康づくりの推進について

12の地域づくり協議会のところに行くのにも、歩いて行かれる範囲ばかりではありませんので、そういったところもまた課題が残っていると思います。その辺についても改善を期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を11時20分といたします。

[午前11時07分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前11時20分]

○議 長 質問順位3番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

**冬季スポーツを通じた生涯スポーツについて**

南魚沼市は、雪国という極めてユニークな特徴を持つ地方都市で、周りを山に囲まれた盆地にある町に10か所ものスキー場が存在しております。車で30分も走ればどのスキー場にもたどり着けるような、スキーヤー、スノーボーダーにとっては理想的な環境があります。一たび降雪があれば、地元や首都圏から新雪を求めて来市する方も多く、観光資源の一つとしても多くの人々を魅了しています。

私自身も毎日のように滑り、8時に娘を保育園に送り、8時30分のロープウエーに乗車し2キロメートルのダウンヒルをして、スーツに着替え8時50分にスキー場を出て、毎日のように議会前も一滑りしてから登庁しております。初当選した約10年前は、多くの方に、あいつ大丈夫か、頭がおかしいのではないかなどと心配もされました。はい、私、頭がおかしいのです。

スキー、スノーボードが好き過ぎて、今では私自身で市内にスキー、スノーボードの工場を設立してしまうくらい好きなのです。ただ、10年かけて多くの人と真剣に対応したことで、現在では雪焼けしていることも、毎日滑ってから議場に来ることも一定の理解を得たと思っております。

そこで、市民が積極的に冬季スポーツを通して、健康増進や教育に取り組むことを含めて、生涯スポーツとして推進することをどのように計画しているか伺います。

- 1、学校教育における冬季スポーツの取組はいかに。
- 2、冬季スポーツによる観光政策は今後どのように発展させていく予定か。
- 3、健康増進をすることにより医療費を削減することができるが試算しているか。
- 4、除雪をエクササイズにするなどの新しい発想との連携は考えているか。
- 5、市民の健康増進を目的とした市内スキー場の共通シーズン券について、どのように考



えているか。

演壇からは以上です。

○議長 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、永井議員のご質問に答えてまいります。

#### 冬季スポーツを通じた生涯スポーツについて

冬季スポーツを通じた生涯スポーツについてであります。冒頭――すばらしい日常、いいですね。すみません、脱線したみたい。私も市長になるまでは山の上の生活者でありまして、石打というところで山頂に110日くらい寝泊まりをしておりました。子育てもそこから保育園に通わせることを、私がおんぶして朝一番で誰も滑っていないゲレンデを下り降りまして、そういう生活を続けました。必要があれば、夜遅くなったときは、朝どうしても仕事があるので、下から歩いてスキーを担いで山の上まで登ったりということは日常茶飯事でありました。思い起こしても、やはりスキーが好きな人、スノーボードが好きな人がたくさんいることをうれしく思いますし、そういう環境にある町だということの中でお答えしていきたいと思えます。

1番目の学校教育における冬季スポーツの取組はいかにとということにつきましては、考えたのでありますが、教育長のほうから答弁してもらい、必要があれば、私も思いがないわけではありませぬので、もし必要があれば、私にまた再質問をお願いしたいと思います。

2点目のほうに移りますが、冬季スポーツにおける観光政策は今後どのように発展させていく予定かということでもあります。現在、経済対策として実施をしているプレミアム旅行券事業、雪恋の利用者アンケートをとっております。2月3日現在で回答者が1,163人。大変多い回答をいただいています。この中で旅行目的としてスキーを含むアクティビティ、これが82.5%という割合を示してございまして、南魚沼市に対する冬季スポーツのニーズの高さがうかがえる。雪恋の利用者ですから、当然といえば当然なのかもしれません。

ただ、私も先ほどちょっと必要があつて、店の商売のほうに親父として1日だけ戻ったのですけれども、多くの常連さんが私に声をかけてくれて、見つかってしまうわけです。6年もたっていたのですけれども。この中で、「雪恋の利用をして、すごくいいですよ」ということを、本当に生の声として聞いてございまして、こういったことがまた今のスキー場の、大変にぎわっておりますが、そういうことにつながっていることとして、うれしく本当に思っています。

日本のインバウンド観光もこれは再開していると思えます。もう湯沢も今週もごった返しておりました。3月になってどうなるかということもあつたのですが、そういう状況であります。大変多く外国人のお客様を見受けられるようになりました。新型コロナ前と比べて、復活以上の傾向だと思っております。訪日外国人旅行者にとって、体験ニーズの高いスノーアクティビティは、今後の観光振興に大きく影響を与えることが予想されるというか、もうそうなると思えます。

こうした中、冬季スポーツによる観光政策ですが、観光庁がありますけれども、観光庁の補助事業であります国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業というのがあります。ご存じだと思います。今年度は湯沢町が採択を受けまして実施していますが、新しい年度、令和5年度につきましては、南魚沼市内の各スキー場も加えた計画に変更すべく現在準備を進めておまして、そういう道筋になると思います。そういう方向が取られるかだと思います。

越後湯沢駅を拠点とした周遊可能なエリアが一体となって、スノーリゾート形成に向けて様々な環境整備、またコンテンツの強化などに取り組めるほかに、国内で一番多くのスキー場が含まれるスノーリゾート計画になります。断トツです、このエリアが。こういったところになりまして、海外に向けて大きなセールスポイントになるものと考えております。

国際競争力の高い——これを求めて今、各エリアがしのぎを削り始めています。そして世界のリゾートも実はその広域の連携——もう国境を越えた、そういうところになっていまして、私どももそこにきちんと位置づけていかなければ、将来は見越せないというふうに思っています。この中においては、行政のエリア、境というものが取っ払われていくということがやはりこれからもっと進むだろう、加速するだろうと思いますし、そうしなければならないと考えております。

このように自治体の枠を超えまして、地域一体となって環境整備、また国内外へのPRに取り組むことが様々な利便性にもつながる事業に展開、また周遊性も高められる。そして地域経済の活性化、観光産業の発展につながると思います。これは別に観光は観光だけに終わりません。地域づくりそのものでありますので、こういったところに影響してくると思います。これに合わせまして、スキー、スノーボード以外のアクティビティにも着目しながら、多様な冬季スポーツによる観光振興、ここが核になりながら広がっていけばいいという考えです。

よく話をします、ヨーロッパにおける姉妹都市であるオーストリア・チロル州はまさにそういう展開を今進めていまして、再度の視察、皆さんも含めて、いろいろな勉強を続ける必要があると考えております。この質問、大変ありがたい質問でありました。

3点目。健康を増進することにより医療費を削減できることが、これを試算しているかということです。試算のことで先に言いますと、市では市民全ての医療費データをこれは持っていないのです。持てないというのが正しい言い方です。健康増進と医療費の関係性についての試算がこれによってなかなか難しい、試算は。しかしながら、国民健康保険加入者については、県の国保連合会が南魚沼市における特定健診の受診と医療費について試算したデータを持っています。もしくは、様々ないろいろな手を使って、ほかの団体からのものも入手できればという思いで、データ化しなければ、それに基づいていろいろやりたいというのがあって、努力はしています。

令和3年度における1人当たりの生活習慣病の治療にかかる1か月の医療費、これは10割分の医療費ですが、特定健診受診者は2,678円。特定健診の未受診者——しない方は1万1,751円となっています。比較しますと、特定健診受診者はそういう受診しない方に比べて約

4分の1の医療費で済む計算となっています。このことから、健康増進の第一歩としては、未受診者に対する対策が極めて重要と考えておりまして、令和3年度からは健康ポイント事業に参加する必須条件として——これももっと発展系があると思っておりますが、健康ポイントに対する必須条件として、健診の受診を定めたりしています。

今ほどの健康ポイント事業については、令和4年度から実施期間を2月末までに延ばしたのです。ここにちょっと意味がございます。というのは、スキー、スノーボードなども含め、運動することで冬期間も積極的に健康増進を図っていただきたいという思いから、そのようにして制度を改善したものです。今後も、一般的に運動量が減少するといわれる冬場、冬季においても、運動を通じた健康増進を図っていただけるように取り組んでいきたいと考えておりますので、いろいろなまた知恵を拝借したいと思っております。

4つ目の除雪をエクササイズにするなどの新しい発想との連携は考えているかと、これにお答えします。除雪作業、極めて大変で、非常に嘆き節になりがちで、そういう作業だと思いますが、雪国に暮らすこれは宿命です。宿命だと思います。どちらかと言えば、消極的なイメージを与える要素、どちらかと言うよりも、消極的なイメージにこれまではずっと捉えてきたと思います。が、楽しむ要素を加えて前向きに捉えることで、様々な可能性が生まれるとも考えられると思います。発想の転換が必要だと思います。

市では、南魚沼市健康増進計画において、地域の特性を活用しました健康づくりの取組の一つとして、雪かきを推奨することと今なっています。除雪をテーマにした運動については、今年度、地方創生推進交付金を活用した事業として、雪国で共に創るスポーツを通じた健康づくり推進事業、この中でも新たな事業としてこれを取り組み始めています。

具体的には、令和5年2月4日に、先月、塩沢小学校のグラウンドを利用して、除雪作業の安全対策、そして楽しさを伝えるということもテーマにして、除雪作業に対するイメージアップをこれで図りたいということから、第1回世界雪ほり選手権を開催したところです。これは除雪作業にスポーツの視点を加える。そして競う要素を取り入れた。長岡技術科学大学との連携によりまして、学生さん方のアイデアを具体化したものであります。参加した14チーム、安全ベルトなどの装備に戸惑いながらも、全員が除雪に競技として取り組み、見ている側も真剣に競技を楽しんでいるという様子であったということでもあります。

地域外からの新しい視点も大事でありまして、この発想によりまして、除雪作業に楽しむ要素を加え、前向きに捉えることができる可能性を私どもは考えております。会場内では、この長岡技術科学大学が開発を現在している、スマートスコップというのがあるのです。この体験会も同時に行われました。これはスコップにセンサーが取り付けられていまして、雪の切り出しとか、また持ち上げ、持ち出しといったスコップの作業を測定して、除雪量、それに伴う消費カロリー、除雪スキルを判定できるようになっていると。

まだまだ試作品でありましたが、除雪作業が数値として見えるということも——おもしろいことを考えるなど本当に思います。そういうことも大事なかなと。作業を前向きに捉えていく、そういう要素になっていってくれば、本当にいいと思いますし、今後のこの改良、進

化を期待したいと思います。多くの参加の学生さんや関係者から本当に主体的に加わっていただきました。関係してもらいました。今後も様々な団体と連携しながら、新しい発想で雪国の特性を生かした健康づくりに取り組んでいきたいと考えます。

ほかにもいろいろなことに取り組んでいるところです。私も今年はちょっと運動不足かな、除雪があまりなかったもので。去年はこれでも3キログラムくらいとか、本当を言うと5キログラムくらい痩せるくらいだったのですよ。今年は駄目ですね。本当に楽しみ。逆にもう汗かこうとか、そういうことも視点になっていって——お年寄りには過酷だと思いますけれども、そうばかりも言っていられない。できれば楽しみ、そしてお年寄りにはできる範囲で体を動かすということも含めて、降り続けているさなかには本当に深刻ですけれども、そういう気持ちも持っていたきたいと考えているところです。

それから5点目ですね、失礼しました。市民の健康増進を目的とした市内スキー場の共通リフトシーズン券、これをどのように考えているか。私としては、非常に考えているつもりです。現在発行しています市内の共通リフト券、現在の段階は青少年の心身の健全育成、そして将来的なスキー人口の確保を図るという目的のため、南魚沼市スキー場協議会の協力によりまして、小・中学校と高校生及び小・中学生の保護者や、また指導する各種コーチ等を対象として行っています。保護者にもいろいろな方々がおられるので、お年寄りとか、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、これは段階的に改善というか拡充を図ってきたつもりです。

私も実は青春と言われる時代の頃にこのことに携わって、これは湯沢が先に始めたのです。その後、旧塩沢町にこれを持ち込んだ最初の事務局は私が担当していましたので、そのときからは随分の改善があると思います。

市内のスキー場の索道事業者で形成されているスキー場協議会ですが、これはほとんどが民間事業者でありまして、うちの市営以外は民間事業者です。スキー場ごとにシーズン券の発行、また割引など様々なサービスを行っています。シルバー券とかです。それらは企業努力で成り立っているものであります。

過去にはスキー場協議会との間において、共通リフト券の対象範囲を全市民向けに広げられないか、打診をさせていただいたこともこれは複数回、非公式も含めてありましたが、新型コロナウイルス感染症、エネルギー高騰の影響が多い現在の状況下、その前の段階も含めて、共通リフト券の対象範囲を拡充していくということについては、スキー場協議会からは、なかなか理解を得ることは困難でありました。それは当然だと思います。向こうはご商売ですから。そして既に様々なチケットでそういう割引をやっているという前提に立たれています。

しかし、市民の皆さんはもっともっとできないか。例えばスキー場が混んでいない時期には空で回しているよりもというように、そういう極端な議論をされる方が多いのです。経験上よく分かっていますが。しかし、それはちょっと違いますよということです。私の思いは、青少年を対象としたスキー振興策、ここから端を発しながら始まったことではありますが、行

く行くは恐らく議員が思われている市民全体の健康増進の中にこれを位置づけていこうと。そのためには、民間の業者の善意に頼っては全く前に進まないと思います。

なので、これは私どもが身を切って、そして多くの方が利用していただくことのメリットを、事業者の方々が感じながら協力していこうと。お互いに協力もできて、しかしながら、主体はこちらにあるということをきちんと位置づけない限り、このことは前に進まないだろうということに、私は確信めいたところが現在ございます。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

それでは私から、1番目の学校教育における冬季スポーツの現在の取組はいかに、についてお答えいたします。南魚沼市内の小中学校では、冬季スポーツの取組として、地域の特色を生かしたスキー授業を行っています。全ての学校でアルペンスキーに取り組んでいます。また、多くの小学校ではクロスカントリースキーにも取り組んでいます。

市ではアルペンスキー授業に対し、特色ある学校づくり推進事業補助金により、指導者の謝礼や送迎用バスなどの経費を支援しています。また、地域の指導者の確保、子供たちへの指導の充実などに取り組むやすい環境を整えているところでございます。スキー以外にも冬期間につきましては、小学校ではポートボール、バスケットボール、あるいは縄跳びなどを重点的に取り組んでおりますし、中学校ではバスケットボール、ダンス、柔道などにも取り組んでおります。

近年、教職員の働き方改革が求められる中、小学校の課外活動や中学校の部活動においては、地域と連携した取組が進められております。例えば上田小学校では、地域の皆様が運営する上田スポーツクラブに児童が参加し、クロスカントリースキーの指導が行われています。これらの取組は、学校に配置している地域コーディネーターが中心となり、地域の皆様や保護者の協力をいただいて実現しているところであります。

令和5年度より、全ての市立学校にコミュニティ・スクールが導入されます。地域コーディネーターを介して、学校・地域・家庭が連携し、社会全体で子供を育てていく体制の推進に努めるとともに、学校においても工夫しながら冬季のスポーツ活動の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

分かりました。答弁いただいた内容については、あらかじめ理解しているつもりです。市長も議員時代は、先ほど答弁の中でおっしゃっていたような生活をされていたというのは、私もよくよく聞いていたお話ですから、この件に関しては、本当に造詣が深いというか、かなり多くの理解を得ている市長だというふうには思っています。それに関して、ちょっと私の思いも含めて、市民がどう考えているかというところをすり合わせられたらなと思っている

のですけれども、1番の件に関しまして、先ほど経費に関しては、使われている内容は理解しました。

今後の課題だとは思いますが、スキー授業というのが——かつて私は少年の頃はここには住んでいなかったのですけれども、少年の頃の話というのを多くの方に聞くと、もうちょっとスキー授業が多かったような話を聞くのですけれども、実際にスキーの授業、スキー場で行われているようなスキーの授業はかつてに比べたら減ってしまっているのか。それとも横ばいなのか、増えているのか、それでいったらどれになるのですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

かつて、どこのところと比べるかにもよりますけれども、実際には減っております。私の子供時代はもとより、10年前くらいと比べても減っているというふうに考えます。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

恐らく減っている理由というのは、指導者の数が足りないということと、あとはスキー、スノーボードに関わる費用というのが、かつてに比べたらすごく高騰していて、なかなか学校教育の中でそこに取り組むだけの予算が確保できないというふうに私は理解しているのですけれども、その理解で正しいですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

今、議員がご指摘されている部分もございしますが、一番の理由は、学校の教育課程のカリキュラムの中にたくさんの教育が入ってきたことです。例えば、災害から子供たちの命を守るために、防災教育は非常に増えました。また、環境問題が大変重視されている中におきましては、環境教育の面でも様々な取組が行われています。さらに現在では情報化の中でありますので、情報教育——ネットリテラシー等を進める内容も増えました。

以上のように、教育の内容が様々な状況や要請から多面的に広がってきまして、カリキュラムを編成する上で余裕がなくなっている面を強く感じます。そういう面で、経費等の部分もございしますが、時間をスキー授業に充てる余力が少なくなってきたというところが、現実のところでございます。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

分かりました。予算的などころだけではなくて、カリキュラムがかなり過密であるというお話は理解しました。

一方で、私ずっと言い続けているのですけれども、南魚沼だったら雪国なのだから、雪国らしい教育をしてということやずっと言ってきたつもりでいるのですけれども、本当に

日本全国、北は北海道から南は沖縄まで、同じ教科書で同じカリキュラムで教育を組む必要は私はないとっていて、雪国だったら雪国らしい教育をしたほうが良いとっているのです。今、教育長がおっしゃっていたネットリテラシーとか——防災はあれですけども。ネットリテラシーに関しては、まあちょっと時間を割いたほうが良いのかもしれないし、一緒にやることはできないと思うのですけれども、スキー授業の中で環境教育というものはできないものですかね。

○議 長 教育長。

○教育長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

スキー授業の中で環境教育ができるかという視点でございますけれども、スキー授業は体育の授業として行いますので、少し視点が違うところだと思います。環境の中でこの地域の特色を生かすとしたら、これは雪そのものなのです。例えば、雪がどのようにして活用されるか。以前は克雪ということがありましたけれども、それを乗り越えて利雪。そしてエネルギー資源として、様々利用ができるのかも含めて、広い環境教育の中に雪は位置づけられると思います。

また、例えば雪に関して防災教育も必要になります。雪から身を守る。利用する面だけではなくて、雪による災害から身を守るなどの教育もこの地域ならではのものと私は考えております。これからもこの雪について大事にしながら、教育は進める必要があると考えております。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

とにかくスキーというのは、確かに今の時点では体育のカリキュラムとして取り組んでいるのかもしれないですけども、教育長もスキーやって、リフト乗っているときに青空が広がっていれば、何で空は青いのだろうとか、何でこの地域に雪が降るのだろうとか、この雪、解けたらどこに行くのだろうとか、恐らく考えていると思うのです。そういうところでやはりもうちょっと、うまくスキーの授業と組み合わせることによって、私は南魚沼らしい教育につながっていくのではないかなと信じています。

私は本当に、教育者ではないですけども、私の子供にとってみたら一番近い教育者であるとは思っているのです、先ほど言っていたような防災教育という意味では、うちの長男は——私は山で仕事しているので、父親がどんなことをやっているのかということ、よく雪に、雪崩の体験だなんて言って雪に埋めて、たかだか30センチメートルの雪が体の上に乗っかるとどれだけ重いのか、身動きが取れないのかという話をしたり——子供というのは本当になぜだろう、なぜかしらから全てが始まってくるので、何で雪は白いの、何で空は青いの、何で夕日は赤いのなんていう話を投げかけてくるので、それは都度きちんと答えた上で環境教育とか、理科学に対する知識というのは深めてあげたいなんて思って接していますけれども。

大体教科書に書いてある理数系の事柄というのは、自然から来るものなわけですから。

然に身を置いて——スキーなんて完全に物理の世界ですから。何で滑走面がついているのかって、摩擦力を低くさせるためなわけです。何でサイドにエッジがついているのかなんていうのも、全部含めて理科学教育につなげてあげたらと思うのですけれども、もう一度、南魚沼らしいスキー教育に取り組むような、そういう考えがあるのかどうかだけお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教育長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

南魚沼らしいスキー授業をというお話でございますけれども、この環境の中でスキー授業に行く体験は素晴らしい体験だと思っております。子供たちは年に本当に1回、2回のスキー場での体験になりますが、そこで得たものは体育のみならず、自然に対する感動であったり、発見であったりすることもあります。そして雪の中で滑れるようになった到達感は大変またうれしいものであります。そういうものも含めて、雪の中でのスキー授業を運動面だけではなくて、情操を深めたり、感動する心を育てたり、そういう大きな視点から取り組むことは、ぜひともこれからも続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

分かりました。今の答弁に物すごく大きな期待をしたいと思いますし、今後、雪降るまち南魚沼ということでいろいろなことを考えていく中で、私もすごくいろいろなことを心配しています。例えばうちの子供たちは、このまま進学したら果たして帰ってくるのかどうかとも含めて考えていくと、やはりこの地を愛してやまない心を育てていくことが、恐らく郷土に戻って——学校を終えて、就職をどこにするか分かりませんが、戻ってくるのではないかと期待して自然教育をしているつもりなので。本当に学校教育におけるスキーの取組というところが、恐らく今後の南魚沼市の関係人口も含めて、移住政策も含めて、いろいろなことに左右してくると思うので、先ほどの答弁に大きな期待をして、1番は終わりにしたいと思います。

それでは2番に移ります。冬季スポーツの観光政策の今後ですけれども、本当にインバウンド、帰ってきたなど、この週末も感じたところではあるのです。私のガイド会社にも本当に今シーズンは外国人が帰ってきました、何か新型コロナに段々打ち勝ってきたという印象を持ちながら——毎年やるのですけれども、外国人に対して南魚沼と言ってみてというようなことを言うと、大体の人が舌をかむわけです。南魚沼と言えない。ではニセコだったら言いやすいわけです。白馬と言ったら言いやすい、野沢と言ったら言いやすい。

そういう意味では、湯沢とユニオンを組むというのはすごくよいアイデアだと思いますし、外国人にしてみれば——この間聞いたら、妙高は長野だと思っているやつのほうが圧倒的に多かった、新潟なのに。そういうふうにと考えたら、南魚沼というふうに無理に主張する必要もなく、要は経済がこちらに落ちればいいわけで、湯沢と一体になっていくというのはす



ごくいいのではないかと思うのですけれども、この後5年、10年でもう一回、どのように発展させていくかというところだけお答えいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

10年くらいの中、ちょっとなかなか難しいかもしれませんが、先ほどもう答えていると思います。今ほど名前の名称の話がありました。実は私の経験談でいうと、石打というところの生まれなのです。ガーラスキー場というのが平成2年にできたのです、平成の。そのときに既に名前をガーラとするかという話をしたのです。石打は、石打の物すごい誇りがありますよ、歴史的な。しかし、そういうことではないということの、もう既にその頃から話がありました。結果的にはなりませんでしたが、今考えても、そのときは少しターニングポイントだったと思います。その後の低迷期間を含めて考えると。

その頃は、まだインバウンドという話はなかったのです。インバウンドという考え方をしていた人はいなかったです、はっきり言って。しかし、今、外国からの視点は東京の脇にあるという感覚です。ここで東京という名前をつけたっておかしくないのです、本当は。私は観光協会長というところをやってきました。湯沢との——例えば、当時塩沢、その後南魚沼との境について、常に観光にとっては、この業界の在り方は分かれているわけですから。自治体としては。

しかし、そんなことははっきり言って関係ないです。そういう視点で、雪国のナンバープレートもそういう取っかかりになったらという思いもあったし、様々あるのです。はっきり言って湯沢ですよ、ここは、という思いです。名前に固執しているなんていうことではない。外側からどう見えるかと。もしくは雪国です。そういうようなくくりだろうと思います。その中でさっきのエリア構成があって、世界に認知されていく。そういうものが進めなければいけない。今非常に変わってきていると思います。様々な投資を行ってきているスキー場も出てきています。これらの流れは、必ずそこにいる人たちの後押しとなって、さらに進めていく方向に向かいつつあると思います。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

分かりました。今後、私たちいろいろと見て回っていますけれども、越後湯沢の駅へ行ってみると、圧倒的にアジア圏の人が多いわけです。ほかの地に比べるとやはり私たちが東京から近いというところもあるのか、やはりアジア圏の人たちが多い。

ではそのアジア圏の人たちにどのようなことをやっていくかみたいなことを考えたときに、かつてクアオルト事業というのがあったと思います。長期滞在して、健康増進していきましようみたいな。それが私が調べたところ、まだスキー、スノーボードを使ってというところでは、大きくやっているところもそれほどなさそうなので、今後、南魚沼市が長期滞在に関する健康増進に関して、クアオルトの補助金とかを使った観光政策を考えているのかどうか。

そういう可能性があるのかどうか、そのあたりの見解を教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

この後、担当部、担当課のほうに答えさせますが、長期滞在ということは前からずっと言われていて、食と泊の分離なんかもずっと言われていて、言われていた時代が長かったのですけれども、まさにここに来てまざまざと見せつけられ——湯沢でもう食べるところはないのです、あふれてしまって。その中において先ほどのエリア構成、いろいろある。長期滞在ということは物すごくいろいろなことを考えていきます。行政が主導なんていうレベルではなくて、必ずその中には民間の力が入っていく。そして民間のほうこそどんどんと変えていくと思います。そういう中に行政がどういうふうに絡めるかということがあると思いますので、担当している部長からちょっと答えさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

今、湯沢町のスキー場さんと一緒にスノーリゾート形成計画、観光庁に出すのですけれども、今こちらの中で目指す姿というのがありまして、この地域についてやはり東京圏から近いということ、長期滞在は今なかなかできない。あと、アジア圏の方が多いということの中から、やはり子供連れ家族、あとスキー初心者の方のスキーエントリ層を、一応それをターゲット——第1ターゲットにするということになっています。現時点は、スキーエントリ層を長期滞在しない周遊——国内は周遊層になりますので、まずはそこを定着させるということになると思います。

その上でやはり長期滞在は理想という形になりますので、そこについては当然受入れ体制の整備であったり、いろいろなものがありますので、そこも随時、地域と一体になって進めていくという形になろうかと思っています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

分かりました。とにかく観光という分野に関しましては、地域境界線をぼやかしてでも、どんどん進めていっていただきたいという思いもあります。とにかくスキーをやることの運動強度というのは物すごく大きいもので、移動するのにリフトは乗っていようとも、あの角度の斜面を滑り降りるのに、体中の大きな筋肉のほとんどを使うわけです。それなので、本当に運動強度という意味では物すごく大きいものもありますし、健康増進につながっていくことも多いと思いますので、本当にクアオルトに関しては、もうちょっと研究いただければなと思います。

3番です。健康増進に関しては、なかなか確かに試算することができないというのは理解しました。それなので、今後も予防とか、未病、予防に発展性があるような政策を展開する中にスキーを入れていったらどうなのかというのはすごく感じるところで、先日も六日町八

海山スキー場に晴れた日に、何時くらいだったか、10時くらいだったか、60代後半の男性諸氏がおしるこの缶をぱかっと開けたり、缶コーヒーを飲みながら、「今日は最高だったな。おまえどうするのだ、この後。温泉に行く」なんて言って、めちゃくちゃ楽しそうにしている姿を見て、極めて心身共に健康であるなと思いました。全ての市民がそれをしろというふうには思いませんが、雪、利雪という意味はやはり私たちの地域には10ものスキー場があって、そこを利用できるといったところが一番大きなメリットだと思いますので、3番に関しては今後も研究を進めていただければと思います。

4番に関しても、先日この事業に参加されていた学生さんと温泉で一緒になりました。何か学生3人で、大正大学だったかの学生さんでしたけれども、地方創生なんか温泉で語りながら、学生らしい、本当にユニークな発想を話していたのを私は盗み聞きしながら体を温めていたところです。こういったようなものをどんどん取り組むことで、南魚沼がニュースに取り上げられたりしていくということに期待していますので、これも進めていただければと思います。

では5番、最後ですけれども、先ほどから共通シーズン券の見解について、相違も含めてあるのではないかと考えています。これまでの経緯も理解はしています。

当然このもともとの観点が、青少年育成といったところからスタートしているのであれば、現在の枠組みで確かによいのかもしれない。一方で、青少年育成の枠組みから始まって何年たちましたかという議論はあると思うのです。何年たちましたかの中で、どんな成果が出ていましたか。そういった意味では、毎年変わらず、毎年同じことが行われている中で、極端な成果が出ているのであれば、その成果を教えていただきたいし、もし、成果が出ていない——例えばその地域に子供たちを育てることをスキーによって行って、優秀な指導者が何人も出たとか。その指導者が学校教育に関わってもらえることで、今のスキー授業がうまく回っているといったような成果が出ていたら、それはそれでいいと思っているのですけれども、毎年同じことをずっと繰り返していることだけに全てをかけているのももったいない。

であれば、どこかで方針転換して、より効果の高いことを目指すべきではないかと思うのですけれども、例えば予算面で、先ほど市長がおっしゃった、スキー場の相手方もそれは商売ですから。割に合わないことをそう簡単に受け入れてもらえるわけにはいかないというのも当然理解して——当然、理解した上でふるさと納税の中には、ふるさとだと思えるような南魚沼市に力を、私たちの力を貸したいという人たちからの参加が今年も50億円近くあるわけですね。その中の一部、南魚沼市のまちづくりにスキーは欠かせないというふうにかえたら、そういうふるさと納税の利用の仕方も、相手の商売を阻害せずに、相手の商売にうまく乗ることによって、当然雇用も増えていく可能性だってある。青少年育成にもなるだろうし、健康増進にもつながるだろうというような発想は、今後考え得るのかどうか。その点お聞かせいただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 冬季スポーツを通じた生涯スポーツについて

若い時分からやはり考えていたのは、スキー場というのは——この我々の市営というのもありますが、それ以外の民間の皆さんでいくと大体中央からの資本の進出で成り立ってきた歴史があります。こういう中で、やはり当時はそれで稼げてよかったと思います。そして地域と一体化となって民間企業もあって、そしてそこに成功事例が出てくるという、ずっとそうでなければおかしいと思ってきた一人として、今後子供たちのまずは誇りがあって、そして慣れ親しんで——さっき授業の話をされましたが、誇りづくりという視点がすごく大きいと思います。我々がそうだったように。

これは今度、東南アジアやほかからも見つめられています、雪のない国から。ここに来ると子供たちがこんなに何でうまいのだとか。それは我々が昔都会人に対して思ってきたことと、その発展系かなとちょっと思ったのです。都会人と外国人を入れ替えればすぐ分かること。その中であって、この循環をつくらなければいけないという——ちょっと言葉がなかなか難しいのですけれども。将来、働いてくれる人。このスキーリゾートを担っていく企業人、これらも含めてここでいろいろなことが行われていくことが大事の中に、さっき言ったリフト券の子供たちの利用があったり、そして市民の皆さんの理解の中に、市民の健康まで含めたことも皆さんが供与してくれている、同じそういう視点で一緒に取り組んでいるという姿。

なので、これまでは子供たちのリフト券だけでした。これだけでもすごいことだったのですよ。僕らの頃はこの券なかったですから。「お願いします」という言葉を使いながら子供たちが乗っていたのです、昔は。このことによってどれだけ今の子供たちが楽かというのは実感しないと分からないです。乗せてくれないこともあったのですよ、昔——気分、いろいろなことによった。そういうこともあった時代があるのです。

でも、それが今これで共通券が出てきた。そして親御さんも一緒に行けたりする。ここから何を目指すかは、市民全体のものにもっと消化させていく。この中であっては、一緒にやっていくというスタイルの中の新しいやり方を、やはり模索していくことだと思います。これはぜひやりたいと思っていて、先ほどの受診の問題もいろいろありました。この中に、やはりスキー場に行ったらポイントが高くなる。心持ちも晴れやかになりますし、あの雪の中で、青空の中で。そういうことが、非常にこれから考える視点ではなかろうかと思えます。スキー場にわざわざお金を払って、遠くから来ている人たちがいるほどの宝物を市民みんなが使い合う。そこをやはり心を砕いていくべきではないかなと思います。ちょっと答えになっていますかね。すみません。

1回目の答弁は以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通した生涯スポーツについて

本当に今の思いというのは分かりましたし、やはりスキーというビジネスが、かつてのようなビジネスとはもう変わっている。変わっている中で、スキー場も大変だと思いますよ。物価も高騰して行って、燃料費も上がって行って、スキー場自体を維持するのめっちゃ大変だと思います。それこそ人件費が払えなくて上のリフトを動かさないとか、燃料が高

くて、電気代が高くてリフトを動かさないという話だって出てこないわけではないと思うのです。

ただ、私たちが一番南魚沼市にとってユニークだというのは、本当にこの地に雪が降ることです。もし雪が降らなかったら、私はここに移住していませんし、いかに雪というのが関係人口を増やすかということに大きくつながっていく。それがもう観光にもつながって、教育にもつながると、こんなにユニークなこと、ないわけです。

なのに、その地に住んでいる市民が、スキーに行く環境が物すごい高くてスキーに行けないとかというのは非常に悲しい。非常に悲しいのだけれども、まだありがたいことに、いつ終わるか分からないけれども、ふるさと納税という制度があるうちは——あるうちはでいいと思いますよ。なかったら、だってもうしようがないです。あるうちは、そういうことを市民のために利活用することによって、市民の健康が増進されるとか、市民が何かの恩恵を享受することができるというのが、恐らくふるさと納税の意義、意味だったりするというふうに私は思っています。それこそふるさと納税してくれる方の何割くらいでしょう、スキーに来たことがあるという人のほうが圧倒的に多いと思いますから。

いま一度、スキー場協議会との折衝を繰り返してやっていただいて、とにかく今までは青少年育成というところから始まってはいるのですけれども、時代が時代ですから、そういったことも含めてやってもらえたらと思っています。もう一度その意気込みを教えていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 冬季スポーツを通じた生涯スポーツについて

これは今聞いていて、少しぱっと思いがちちょっと一致したところがあるのですけれども、まずはスキー場協議会の皆さんには、これまでどおり続けていきたいと思っています。議会の皆さんからも協力いただきたい。いろいろな角度からです。

加えまして、実は先週、ヨネックス——世界企業ですが、スノーボードのことでずっと付き合いってきました、私は。もう 20 から 30 年来の付き合いです。会長さんがお見えになりました、米山勉さん。同じことを言ったのです。「ふるさと納税、市長稼いでいるね、最近頑張っているね。使ったら」と。そして、「企業版のふるさと納税もありますね」と。やはり見ている角度がすごい。

何が言いたいかというと、あれは企業にとっても有益なのです。9割がいろいろな控除になるし、そういうような集め方をした場合、ふるさとというか、スキーの将来にわたっての子供たちの育成とか——強いて言えば、市民全体の健康増進も含めて様々なことができるのではないかと。例えば授業のこと。さっきありましたが、授業はもう特化してやっていくとか。そういうことを、会長さんは会長さんで私に話をしてくれました。うなずいて聞いておりましたけれども、何かその辺にもいろいろなチャンスやアイデアがあるなと思って、今まさに議員がそういうことをお話しされたので、少し共通点があるなと思って聞いた次第です。これからいろいろなことに生かしていきたいと思っています。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 冬季スポーツを通じた生涯スポーツについて

本当に今、市長がおっしゃっていたことが実現できれば、私は南魚沼というのは、本当に魅力的な町になると思いますし、本当に多くの子供たちにとって有益な授業だったり、自然体験ができるのではないかと考えています。当然、今までの制度の中では買うことができなかった人たちが、スキー場に行くことによって小さな経済も生まれるはずです。商売相手に物事を行政が進めていくのって、本当に難しいと思っています。財源の話だってこちらも考えなければいけない話ですし。

ただ、本当にふるさと納税というのは大きな財源になっていると思いますし、今後ふるさと納税を使って健友館を建て替える。健康増進にどうつなげていくかはあれですけれども、環境性能の高い建物を造ろうということでもあると思うのです。それ以外にも、市民にとって直接的に実感できるような、環境に対する意識がいくようなことであったり、健康そのものが達成できるようなことだったりすることにもやはりお金は使うべきだと思います。ただ、本当に制度が終わってしまったら、そのときは市民も諦めざるを得ないとは思いますが、制度があるうちはしっかりやってもらいたいなと思います。

とにかくスキー、スノーボードというのは、健康増進につながっていくという話を今回とうとうとしました。私も1月のある日に、前の日に飲み会があってその中で議長と、明日スキーに行こうかなんて言って、朝8時半とかに待ち合わせして2時間くらいスキーをして、それからお互いに公務。私は市役所で行われている会議に出席して、議長は議長の公務に出席されたという中で、コミュニケーションの場としてもスキーは本当に有効だと思っていましたし、強く感じました。リフトの上たかだか10分程度乗る中で深い話ができるとか。それは恐らく子供たちにとっても、同じクラスの子供と3人、4人でリフトに乗って、きゃーきゃー言いながら晴れた日にスキーができる環境を今後も維持していただきたいなと思いますし、市民全体の福利厚生、そういうものにふるさと納税を使ってもらえるということを期待して、腹も減ったので、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時30分といたします。

[午後0時14分]

○議 長 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

[午後1時28分]

○議 長 質問順位4番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 傍聴の皆さん、天気の良い中、外仕事もできる陽気ですが傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。それでは、議長から発言を許されましたので、今回は大項目2点で質問をさせていただきます。

## 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

1点目は、日本の安全保障政策を大転換する大軍拡、大増税に対する認識を伺います。

小項目の1点目です。昨年12月16日、安全保障3文書、内容は国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画が閣議決定されました。岸田文雄首相も同日の会見で、日本の安全保障政策を大きく転換するものと述べています。

そもそも専守防衛は、戦後の日本の防衛戦略の基本的姿勢であり、相手からの攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の対応も自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限られるとしています。今回の3文書の閣議決定はここから大きくはみ出して、敵基地攻撃能力の保有などによって戦争国家づくりにつながるようになると思うが、市長の見解を伺います。

次に小項目の2点目です。反撃能力という名前で敵基地攻撃能力の保有を宣言していますが、これまで政府は憲法第9条が保有を禁止している戦力とは自衛のための必要最小限度を超える実力だと解釈した上で、性能上もつばら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、自衛のための必要最小限度を超えることとなりいかなる場合も許されないとして、その例として大陸間弾道ミサイルICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母などを挙げてきました。

こうした解釈に照らしても、長射程のトマホークミサイルなど、相手国の脅威圏の外からミサイルを撃つスタンド・オフ・ミサイルの保有、スタンド・オフ・ミサイルを装着できる戦闘機の導入、空母として運用することを可能にする護衛艦の改修、それに搭載が予定されている戦闘機F-35Bの取得など、一連の敵基地攻撃能力の保有が憲法上どうして戦力でないと言えるのか。説明はつかないと思います。まさに他国の国土の壊滅的破壊のための兵器ではありませんか。政府はこれまでの憲法解釈に照らしても、今保有しようとしている敵基地攻撃能力は憲法が禁止した戦力そのものであり、武力による威嚇を禁じた憲法に違反していると思いますが、市長の見解を伺います。

次に小項目の3点目ですが、今回の敵基地攻撃能力の保有前に、2015年に安保法制が強行され集団的自衛権行使が容認されました。この集団的自衛権行使で明らかになったことは、日本が武力攻撃を受けていないもとでも、米国が戦争を開始し、政府が存立危機事態、これを政府は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険と定義していますが、政府がこのように認定すれば自衛隊は米軍と肩を並べて戦う。敵基地攻撃能力を使って相手国の領土に攻め込む。これは相手国から見れば日本に対する事実上の先制攻撃になります。その結果は何か。報復攻撃です。国土の焦土化です。日本を守るのではなく米国の戦争に日本を巻き込む。これが実態ではないでしょうか。市長の認識を伺います。

次に小項目の4点目に移ります。政府は今回の大軍拡のために、5年間で43兆円を軍事費に投入すると表明しました。そして2028年以降はGDP比2%、年間11兆円の維持を、あるいはさらなる拡大を狙っています。年間5.5兆円規模の軍事費を2倍の11兆円ということ

になれば、文部科学省予算——幼稚園、義務教育、高校、大学、学術研究、文化、スポーツの全ての予算に匹敵する額を軍事費に上乗せしなければなりません。赤ちゃんを含めて国民1人当たり5万円という規模の財源が必要になりますから、消費税増税を含めた庶民大增税という方向に向かわざるを得ないのではないのでしょうか。

日本は戦争放棄と戦力不保持を明記した憲法第9条によって、これまで専守防衛を抱えた国として存在してきました。そして自衛隊は戦後一人の外国人も殺さず、戦死者も出していません。憲法第9条を生かした平和の外交戦略を進めることによって、ともかく戦争を起こさせないことが重要だと考えますが、市長の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢議員のご質問に答えてまいります。

### 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

大項目1点目の、日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識をと。表題から私の考えと全く違っておりますが、個々に答えていかせていただきますので、よろしくお願ひします。恐らく、先ほどもお話ありましたが、多くの方がこの一般質問は聞いていると思います。がゆえに私の所管をかなり離れているというか、国防におけるまでのご質問をされているのには、そういう意味があって、多くの方にも聞いてもらいたいという、多分議員の思ひもあるので、少しだけこの皆さんの確認をするためにも、少し最初前置きをしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。一生懸命答えますので。

国家安全保障戦略は平成25年の策定後、初めて改定され、国家防衛戦略は平成30年以來の改定、防衛計画の大綱から名称が変更となったものです。防衛力整備計画は、中期防衛力整備計画に変わって新たに策定されたもので、安保3文書とは、この3つを総称して呼ばれているというふうに認識しております。

安保3文書の改定により、議員がお話をされてきた、日本がこれまで掲げてきた専守防衛——これは武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様、形も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るといふ、いわば受動的な防衛戦略の姿勢、これが日本がこれまで掲げてきた専守防衛という在り方であったということから、戦争国家づくりへ移ってきているというご指摘だと思います。

この戦争国家づくりというのはそもそも何ですか、ということは私からは聞けないので、後のこの質疑の中で、できれば私に教えていただきたいと思ひます。そういう言葉の走り方が私は少し、私はですね、どうしてもなじめない。日本はこれまで、弾道ミサイルの発射攻撃への対応は迎撃に限られているという解釈であったと思ひますが、必要最小限の措置として、相手のミサイル発射基地を攻撃できる反撃能力の保有が、専守防衛の範囲内かという議論になっているのだと思ひます。これは誰が考えても、子供に聞いてもそういうふうに、今いろいろな問題があるのだなと思ひます。だって、我々の領空の上を飛んでいくわけ



です。領空の範囲を越えているからこそ——まだ高さがあるかもしれませんが、今、誠にそういうさま変わりをしているという状況があると思いますが、この辺はいかがお考えですか。

これに関して、政府は迎撃ミサイルでは対応できなくなっており——誠そうだと思います。国民を守れるのかという視点だと思います。これを守れなくなっており、憲法や国際法の範囲内であって、専守防衛の考え方を変更するものではなく——専守防衛という考え方のところの範囲だと思うのです、私は。自衛の範囲に含まれているという見解だと——これは政府がですよ。一方では、相手国の新たな軍事的対抗策を招いて、結果として日本をさらに危険にさらすことになって、戦争への危険が高まるという見解だと思います。

これは、お互いの主張をしている、中沢さんはその一方にいらっしゃるのだと思いますが、いくら議論してもこれは交わることはないでしょう、と私は思います。それが私の見解です。私は少なくとも専守防衛のところから逸脱した考えで、戦争国家を目指している国に日本が今なろうとしているなんてことは全く思いませんが、これも多分主張し続けられれば、双方行き違いになると思います。

ただ、極めて私が言いたいのは、国民を守れるかどうかという視点だと思います。だと思っているので、それが政府の役割でもありますし、そのことをこの南魚沼市議会の席でこれ以上の議論をして、私は何か意味を見いだせるかという思いがします。これはほかのことでありますが、どうしても御党の皆さんからの質問は、こういう高い次元であることは間違いなくて、そういうことはお話、いくらでもできますが、思いは。しかし、一般質問という市政を語る場所で、少し私はなじみが難しいのではないかなという思いがしております。

2つ目の反撃能力イコール敵基地攻撃能力の保有は、憲法第9条に違反すると思うが、その見解はということです。相手の攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置というのであれば、私は第9条に反するものとは全く考えられませんと思います。すなわち、相手の攻撃を防ぐために、ほかの自衛の手段がない場合に限りです。そもそも、これは相手を攻撃するためにやるのではないです。そうしたら戦争国家づくりと言ってもいいと思いますが、そんな考えがあるのでしょうかという思いです。すなわち、相手の攻撃を防ぐために、他の自衛の手段がない場合に限りです。自衛の範囲内の措置。自衛の範囲ではないですか、自衛の範囲ですよ、と私は思います。私の見解を求められているので。

相手の領域において有効な反撃を行うことが可能ということでもあります。それから逸脱したら問題であるし、歴史の遡り、負の財産たる思いも少しある、日本の歴史のそういう暗い部分に帰ってはならないということは、国民みんなが等しく思っていることだと思います。これが正しく機能すれば、大きな抑止力となると考えます。抑止力です。しかし、その行使について、そういうことを使うかどうかについては、慎重な意思決定が不可欠であります。先ほど米国の話が出ましたが、そもそも日本の主権たるは何ぞやということを議員は考えないのですか、と私は思っています。

意思決定のプロセスは国民に十分説明され理解される必要がある。それは当然そのとおりだと思います。以上の観点から、私は憲法第9条に反することではない。それに違反しない

ゆえ、閣議決定されたものと認識をしています。このことだけで終わらない世界情勢があるのではなかろうかと思っていますが、日本はそれでも慎重にこうやって議論を続けて、国民の理解を得ながらやろうと進んでいるという、私は国家だと思っています。政党が変われば分かりませんが。

3番目です。敵基地攻撃能力の保有によって、相手に日本を攻撃する口実を与え、日本を焦土にしてしまう危険が増すと思うが、認識は。私の認識を申し上げます。自国への侵攻に対して、自国が責任を持って阻止あるいは排除するために防衛力を強化する、そういう考え方は、当然の考え方だと思います。そして、その防衛力の強化や武器の保持自体が相手の攻撃の口実となるという考え方を私は思えません。我々に主体があるわけですよ、と思います。なぜ相手の口実のことを考えなければいけないのですか、という思いは私にはあります。これは、考え方の相違だと思います。これについても思考の根本が全く極端、両極だと思うのです、この議論は。なので、全くかみ合わない議論が続いていくのだらうなという認識は持っています。

それがゆえに、民主国家である日本は選挙を行って、そして物事を進めているのではなかろうかと思っています。武器を持っているために狙われる。丸腰だから狙われる。しかし逆を見れば、丸腰だから狙われない。そんなところに立つ、私は愚かしい国民であってはならないと思います。歴史が証明しています。そういう努力を怠った国の、亡国になってきた歴史のずっと連続ですよ、歴史は、と私は思っています。自ら立つ、その思いがない中で、私は国を発展させていくことも、国の誇りを持ち続ける国民も生まれてこないというふうに思いますが、これはどうでしょうか。

4番目です。軍拡でなく、平和外交によって戦争を起こさせない努力がより重要だと思うが、見解は。これは前にも多分お答えしたことがあると思っています。これは、私はご意見に深く賛同しています。平和外交によって戦争を起こさせないということは、これは当然なことだと思います。極めて重要な事項であって、全く疑うこともない。加えまして日本はあれだけの戦禍、大変な辛苦、労苦を国民に与えてしまったそういう歴史がある。この中でももちろん、初の核による被災したそういう歴史を持っている国であります。我々の発言力も含めて平和外交の中に非常に大きな重みを持っているのは、今もって変わっていないと思います。こういう視点から、日本は平和外交によって戦争を起こさせない努力をする。これが一等に立たなければならないと思います。

しかし黒か白か、防衛力強化なのか、平和外交なのかという、そういう聞かれ方をすると話はこんがらがってしまうと思います。防衛力の強化や、平和外交、また経済制裁とか、これは緩やかな、逆に言えば、牽制のし合い方だと思います。諸国との連携などを複合的に捉えて、二国間だけではないのです。世界的なものの方の中どちらのやはり理想に立つかということがあると思うのです。仲間づくりというようなこともあると思います。孤立が一番いけない。こういう中で戦争を起こさない努力をすることが重要だと思っています。あらゆる努力が何よりも勝ると思います。

税金を使って、ミサイルを大量購入することになるというような主張とかもあると思うのです。そういうことがいがかかというふうに聞かれるとすれば、大方の人は例えばノーです。例えばそういうことを聞かれれば。しかし、世界における戦略環境がこれだけ変化する中、私たち国民の安全を守るために、防衛体制の見直し、強化を図る必要があることはどうかと言われれば、今ノーと言う人は、限りなく少ないのではなかろうかと私は思っている次第であります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

答弁いただき、ありがとうございます。市長が言われたように、立場が違うというか、そういう話をされるのではないかと思っはいましたが、この間、世界の情勢が変わった中で、日本は2015年に安保法制を強行しまして、今回の3文書の改定ということで、以前とは首相も大きく変わったと。日本の安全保障政策を大きく転換したというふうに言っているわけですが、その辺やはり、政策そのものが以前の、言ってみれば2015年以前とは大きく変わったのだということは、それは市長も認められると思うのですが、その点いかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

答えにぴったり合うかどうかちょっと分からないのですけれども、この政策転換があったからこうなったというふうに私ちょっとあまり思っていなくて。私の——申し訳ない、市長と言っていいのか、私個人と言っていいのか、見解は、その前からもっといろいろなことを想定してははずだと思っのです。前からもっと。しかし、いろいろなやはり制約や、国民的議論、乾かない議論、双方向になってしまう、あるではないですか。そういう中でなかなかし得なかつた……。私は自国を守るという考えの中では、様々な想定をして、やはり見越して、いろいろな議論が深められてきてははずだと思っので、今回はそのたまたまきっかけではないでしょうかね、という思っです。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

それと、先ほど市長のほうから戦争国家づくりとは一体どういふつもりだといういふ話もありましたが……

○議 長 もうちょっとマイクを近づけてください。

○中沢道夫君 戦争国家づくりについて尋ねられました。やはりこれは見解が違うと言われればもうどうしようもないのですが、やはり今までは専守防衛ということでやってきたわけで、それが今回の3文書では反撃力と言っていますが、私らは敵基地攻撃能力と言っているわけですが、そういう兵器は今までなかつたわけで、当然それは相手の基地を攻撃する、政府の答弁なんかでは中枢機能——日本でいえば防衛省とか、そういうところまで攻撃できる、そういう能力を持つといういふことなので、そういう点で戦争国家といういふに言えるので

はないかと私は思うのですけれども、そういう答えでは理解してもらえないでしょうか。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 市長が質問します。

市長。

○市 長 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

今ちょっと聞き取りが私が下手で申し訳ないのですけれども、防衛省みたいに相手国の国防省とか、そういう戦略中枢というか、そういったところというふうに言ったのですか……

(「そうです」と叫ぶ者あり) そこを攻撃できることもあると言ったのでしょうか……

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

そうです。相手の首相官邸や防衛省、日本で言えば防衛省みたいな、そういう中枢も攻撃できる能力が必要だというふうな言い方もしているわけですよ、政府は。そういう意味です。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

ありがとうございました。理解しました。ありがとうございます。私はそこまで専門家でもありませんし、分かりませんが、これを私に聞いてどうするのでしょうかという気持ちもあります。

そういうことを——先ほど言ったのですよ、行使するかどうか、この解釈はですね、私どももの国の国民に委ねられている。その中で議論されればいいことではないでしょうかね。私の思いを聞かれれば、また私の答え方はあります。ただ、市長としてこの場でそういうことを議論していていいのかなという気がしますので、もしあったら、そこは再度の質問だということで、強調してから言っていただければ、私も答えます。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

分かりました。なかなかちょっと残念ながら、かみ合った話にならないみたいなので、あれですが。

2番目に移りますが、市長は今の軍備増強ですね、私から言わせると。要は第9条に違反するとは思えないとおっしゃっていますけれども、例えばトマホークをアメリカから400発買いますというようなことが言われていますよね。そういう軍拡が本当に第9条に反しないのかと。例えば400発も買うと言われているトマホークですが、私は若い頃、20代の頃、トマホーク配備反対なんていう何かデモに参加した覚えがあるのですが、その当時から配備されていたわけですが、初めて使われたのが1991年、湾岸戦争で使われて、2001年のイラクの侵略戦争、2012年のシリアへの攻撃など、米軍の先制攻撃で使用されてきたと。

相手国の中枢を破壊する、相手からの反撃を封じようとするミサイル、戦争の火蓋を切る兵器として使われてきたと。そして、トマホークを保有しているのはアメリカとイギリスだけだと。あくまでも先制攻撃を目的とした兵器で、幾度となく先制攻撃に使用されたと。町

を破壊し、多くの市民の命を奪ってきたトマホークの配備が憲法上許されるものではないと思うが、その辺についても見解をお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

何と言って答えたら……ちょっと分かりませんが、私はそれが——トマホーク、私もその辺までは分かりますけれども、ほかの名前のもっと新型兵器もあるかもしれませんが、分かりませんよ。分かりませんが、そういうことは私がそんな知見もないですし、何ともいえませんが、抑止力という範囲において日本は考えているわけですよ、専守防衛というのは。違いますか。先制攻撃をかけようとなんていうことは、日本で持ってもいけませんし、それは憲法違反になるではないですか。

そういう範囲の中で、しかし必要であるものを、国防上、防衛上、やはり持つか持たないかという議論は、やはりタブーはないと思いますし、その中に抑止力というのは、相手にとって脅威でなければ抑止力ではないでしょう、違いますか。子供の議論をしているわけではないわけだから。例えば、戦争反対なんて、私も反対ですよ。軍備拡張を私が言っているなんて、そういうふうに聞こえて市民の皆さん聞いてもらったら困るわけですよ。そういうところに持ち込みたくてこういう議論しているのか、違うでしょう。やはり節度を持ってやってもらいたいです。

さっきの私の答弁以上のものを私から引き出そうとしたって、そんなことを言ったら本当にあれです、日曜討論みたいになって。ごめんなさい、日曜討論が悪いと言っているのではないです。そういう場ではないと思うのです。そうであれば、私と市長室とかで、別に呼んでもらえればどこでも行きますけれども、そういったところで、普通のお互いに公人として、公人だけでも、思いを政治に持っている人間として議論すれば足りることではないですか。私はそう思います。抑止力は相手にとって脅威がなければ抑止力ではないでしょう、違いますか。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

ちょっとあまりこの点で議論をしたくはないのですが、その抑止力、専守防衛は抑止力は持たないと言っているわけです。相手に脅威を与えなかったら意味がないと。脅威を与えるような抑止力は持たないということを専守防衛で言っているわけです。政府も専守防衛を変えろとは言っていないのです。言っていないけれども、その抑止力、相手に脅威を与えるような抑止力が必要だと。脅威を与えるということは、相手も脅威だと感じれば、それに応じて軍事力の強化をします。そういう軍事対軍事の悪循環に陥ってくるのではないかなと思うのです。

日本は世界で第3位の経済大国ですから、これを2%にしたら、アメリカ、中国に次いで世界第3位の軍事大国になるわけです。ですから、そういう軍事大国が周りに脅威を与えないなんてことになるのでしょうか。その辺は、ちょっとしつこいようで悪いですが、いかが

ですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

分かりませんとしか答えられないです。分からないではないですか、大体。第3位の軍事力になるのですか、いきなり。したい人が——したいとか言っているのではないですよ。そう簡単に第3位の軍事力になんかならないでしょう。今7位か8位くらいではないですか、と思います。資料はいつも持っていますけれども。

そういうのは、少しですね、とがり過ぎた議論というか、ちょっと議論がかみ合わないなと思います。そんなことを目指しているなんて誰も、そういうことも話の脈略で、私全然話していないことではないですか。まるで私が軍事力3位を目指せという、そういう言葉を引き出したいのなら分かりますけれども。そんなことを私が言うわけもないので。少し議論の角度を変えてもらわないと、この一般質問は少し程度があまり高くない話合いになってしまうと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 日本の安全保障政策を大転換する大軍拡に対する認識を伺う

分かりました。

4点目は平和外交、重要だと。これはどういう形で進めるか。一方では、軍事力を増強しながら平和外交だと。相手に脅威を与えながらするのが当然なのだという考え方もあるようですが、そうではなくて、やはり第9条を持つ日本として、相手に脅威を与えるような武器を持つのではなくて、日頃から、地域の特にこの東アジア全体の国を平和の地域にしていくという構想でやはり憲法第9条を生かしてやっていくことが重要ではないかと考えています。答弁は必要ありませんが、そういうふうには私は考えていますので、安保法制関係は終わりにしまして、次の大項目の2点目に移らせてもらいます。

## 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺いますということで、小項目の1点目ですが、今年10月から消費税のインボイス制度が実施されます。これまで年間売上げ1,000万円以下で免税業者だった多くの中小・零細業者が、課税業者を選択するか、消費税分の値引きに応じるかの選択を迫られることになります。どちらを選択するにしても大変な負担増になります。課税業者を選択すれば、実務に加えて消費税の支払いが発生し、大きな負担となります。

一方、免税業者のままだと、取引先から消費税分の値引きを強要されるか、取引を断られることにつながります。消費税は給与にはかからないため、多くの企業でこれまでに直接雇用していた人たちを請負や派遣に切り替える動きが広がっており、影響はこうした人たちにも及びます。新型コロナの影響や物価高騰で苦しんでいる零細業者やフリーランスの皆さんに、さらなる負担を押しつけるインボイス制度の実施中止を求める考えはないか、伺います。

次に2点目ですが、市の一般会計は課税業者ではないので、消費税の申告義務はありません

んが、このままですと、10月からの市の施設を利用している事業者は、インボイスをもらわないと仕入税額控除ができなくなってしまう。インボイスを発行できるような登録は行っているのか伺います。

次に小項目の3点目ですが、市の一般会計と取引のある免税業者への対応はどのようになっているかを伺います。免税業者のまま取引を継続しても、市には何ら影響はないので、課税業者の選択を求める必要はないと思いますが、その辺の対応について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

それでは、中沢議員の2つ目のご質問の、消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識ということであります。1つ目のインボイス制度の導入によって免税業者が課税業者の選択を迫られたり、廃業を考えるなどの事態が広がっているが——そこまで行っているとしたら本当に深刻だと思いますが、国にインボイス制度の中止を求める考えはないか。

インボイス制度は、消費税の仕入税額控除に関する制度のことですが、令和5年10月から開始予定ということで、今いろいろ議論というか、急がなければならないとか、いろいろなことになっています。当然承知をしています。

仕入税額控除とは、この売上げ時に受け取った消費税額から仕入れや経費にかかった消費税額が納税額から控除される制度。事業者が仕入税額控除をこれまでどおり受け取るためには、取引先から交付されたインボイス——横文字あまり好きではないですけども——適格請求書が必要となります。インボイスを発行できるのは、所管税務署に申請を行い、登録された課税事業者のみということ。この辺は議員はもちろん十分お分かりの上で。議員の言うとおりに、売上げが1,000万円以下の免税事業者の場合、課税事業者となり、仕入税額控除を受けるか、もしくは免税事業者のままで仕入税額控除を受けないかの選択をする必要があるということ。です。

免税事業者のままでいる場合、取引先企業にインボイス——適格請求書を発行できないということになり、取引先の企業はその際の仕入れ税額を控除対象とすることができなくなり、その分を納税するということになる。こういったところだと思います。

取引先の企業は、仕入税額控除を受けるために、免税事業者に対し、課税事業者になることへの要請とか、また取引内容の見直しとか取引先の変更などを——そういうふうな及ぶ可能性があるということから、いろいろなことが言われるのだと思います。免税事業者は売上げに影響が出てくる。これは可能性が当然そのことによってあると。

もう一方の課税事業者になった場合は、消費税の申告と納税が必要となる。これまでなかった負担が生じると。また売上先が消費者、または免税事業者である場合には、消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、影響が少ない。こういったところに議論があるのだろうと思います。

そのため、課税事業者として登録するかしないかは、事業者が事業形態に合わせて任意に判断することとなっています。この判断にはインボイス制度の十分な理解が重要だと考えて

いるところですが、そのために、これまでも商工会において、私も出たことがあります、セミナーなどを開催して、制度内容の周知を図ってきたところであり、市としても今後も商工会の皆さん方などと連携して、何よりも事業者が不利とならないように、これは市の皆さん仲間でもありますので、この事業者が不利とならないよう周知を図ってまいりたいと考えているところですが、国に中止を求めるか、云々ということではなく、やはりそのところで今重要などころがあるのではなかろうかと考えております。

2つ目のご質問の、南魚沼市の一般会計の登録はどのように対応しているのかというお尋ねです。これにつきましては、インボイス——適格請求書の発行事業者の登録は、地方公共団体の場合、会計ごとに行う必要があります。一般会計については、令和4年9月26日付で小千谷税務署に登録済みであります。

南魚沼市が売り手として請求書や納入通知書を発行する際の対応というのにつきましては、対応不要な請求が多い。そして担当課によって様式が異なるということから、一律のシステム改修などではなくて、事務担当において登録番号をはじめ、必要事項を記載して対応するというようにしております。

3点目のご質問です。取引のある免税業者への対応をどのように行っているかというお尋ねですが、免税業者に対して適格請求書を求めることや、登録を要請するということはありません。免税業者のままでも、これまでどおり取引ができ、一般会計も企業会計も同様の対応になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

ありがとうございます。1番からちょっと再質問させていただきますが、中止を求めるとかということではなくて、理解を求めるとかに対応していくというような答弁だったと思うのです。ただ、その影響というのが本当に広範囲の皆さんに及ぶという中で、1,000万円以下というのは大概この辺でいうと一人親方で、手間請けでとか、そういう人が圧倒的に多いと思うのです。そういう人たちが取引先との関係で課税業者の選択を迫られた場合は、まずは実務負担——今までは請求書を出して領収書を切ってやれば、向こうでそれは消費税込みの仕入れとして税額控除ができたわけですが、インボイス制度になると、番号を登録して、番号の入った請求書、領収書を発行しない限り控除できないということになるわけで、そういう負担が当然かかってくる。当然ですけれども。

それに加えて、さらにまた、今までは免税業者であれば、消費税申告はしなくて済んだわけですが、消費税申告によって負担がかかってくるということになるわけですが、そういう点では、特に今まで免税業者だった零細業者にとっては、本当に大きな負担になる内容だと思ひますが、その点について、改めて負担の大きさ、その辺の認識をもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 市長。



## ○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

先ほど答弁したとおりであります。負担の大きさ云々と言われると、これは制度がそうなるということによって、やはり業者さんである以上、ご商売される以上、そのことにやはり煩わしいと思ったりすることは当然あると思うのです。今の現状のままでいけば、それはもちろん全て、このほかのことも全てそうですけれども、現状を変えていくとか、現状に改革が加えられるとか、そういったときにはいろいろなご心配や煩わしさや負担はあると思います。

例えば、先ほどの今日の午前中の永井さんとのやり取りの中であったかな……キャッシュレスのことも、私も今市長ですが、本業というか、家業のほうのところであれば、私が見てもやはり最初はちんぷんかんぷんで、登録の仕方とか。全部のカードを対応できるようにしましたから。Suica なんかもそうです。例えばまた別途、違う会社。そんなの大変ですよ、徹夜で勉強しなければ分からないですね、対応、私は能力がないので。しかし、そこに対応せずして、ではそのままできるかという、そうではない。このインボイス制度もそういう面もあると思う。

確かに民主商工会のほうで長く、私も前から知っていますが、議員のことも。多分そういう小さい経営をされている——言葉は悪いですけども、よく分かるので言いますが、例えば私もそうでしたけれども、民宿業とか、いろいろな方々については、この制度になって本当に理解がとか、そういう話はあると思うのです。しかしながら、やはりご商売される以上は、制度がそうなれば、そこに向かってちゃんと勉強し、逆にそこをきちんと——中沢さんも今もやっておられるか、ちょっとそこまでよく分かりませんが、そういう民主商工会とか、そういったところはきちんとやはり教えて差し上げる——当然やっておられるでしょうけれども、そういうことが先に立つべきではなかろうかと私は思います。そのことが救いになると私は思いますけれども。

これによって本当に著しい、では、商売に全部影響するかという、そうではなくて、取り組めなければ、いろいろ先ほど私が言ったような、少し業者変更があったりそういうことは、相手もあることですからあると思いますが、商売そのものは普通、相手があってやることだと思いますから、そこの関係の中で、これは必要であれば、やはり煩わしくても、前を向いて頑張っていく必要があるのではなかろうかと思えます。そういったところに我々行政としてもお力添えができれば、商工会さんを通じたりしながらやっていかなければならないという、先ほどの答弁になるかというふうに思っていますので、いかがでしょう。

○議 長 7 番・中沢道夫君。

## ○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

市長の考えは分かりました。

では、2 番目ですが、これは市はちゃんと登録をもうやっているということで、インボイスを発行できるようになっているということですので、それは毎年ということは今聞きました。毎年違うというのは私初めて聞きましたが、了解しました。

先ほど3点目の中で、もちろん市の一般会計は免税業者と取引しても、課税業者になれとか、そういう必要は全くないと思うのですが、さっき企業会計も同じだというような言われ方をしたと思って聞いたのですが、企業会計の場合はインボイスを発行してもらわないと、取引業者ですね、税額控除を受けられないのではないかと思いますのですが、その辺どなたか答えてもらえませんか。

○議 長 市長。

○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

それについては、担当課のほうの見解と、それで私が報告受けて答弁もしていますので、担当課から答えさせます。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

この件につきましては、私どもも当然相手方様がありますので、私どもも登録はいたします。我々が仕入税額控除を受けるために、相手にインボイスの登録をとということでしょうけれども、それについては相手方の考えもありますので、してくださいという話にはできないかもしれませんが、私どもも登録するので、それは取引のお互いの関係になりますので、お願いをしたいと。お願い程度にとどまるものだと、今は解釈しております。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

すみません、しつこいようで悪いですが、お願いする程度だと言いますけれども、仮に免税業者の方が登録しないと、今度はインボイスをもらえないわけですね、企業会計としては。そうするとその分消費税を申告の際には引けなくなるわけですよ。そうすると、おまえさん、消費税分はまけてもらわなければ困るとかと、そういう対応にならざるを得ないのではないかと思いますのですが、その辺の考え方、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

この件につきましても、担当部、担当課から答えてもらうことにします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

先ほどと同じような形になりますけれども、私どもも仕入税額控除は当然受けたいですので、その辺の事情を説明することにはなるとお思います。それが先ほどのお願いという趣旨で、私は発言させてもらいました。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

そうすると、結局免税業者、登録しなかったら、当然その分引けなくなるわけですから、

消費税分を削るか、取引から外れるかということにならざるを得ないと思うのですが、その辺をもう一回。本当に、できたらしてくださいで、今後取引がずっと継続できるのかどうか。その辺もう一回、すみません。しつこいようで。

○議 長 市長。

○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

再度答弁させますので、よろしくお願いします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

先ほどの答弁と変わらないところはあるのですが、お互いの取引でありますので、当然私も税額控除にならなければ、その分税額を多く払うことになるので、経営上には大きく影響が出ることとなりますので、その辺はお互いの契約の中で、ウィン・ウィンの契約の中でお願いすべきところはお願いする。事情を説明するときは事情を説明するという形での今の考えであります。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

そうなると、企業会計と取引する場合には、やはり今現在免税業者でも、課税業者になってくださいという事実上の、強制とってはちょっと語弊があるかもしれませんが、課税業者にならないと、なかなか取引には入れませんよということを言っているのと同じことではないかと思うのですよね。その辺はいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

もう一度答えてもらいますが、その前に水道事業の会計とやはり取引するところは、普通考えて、大体登録される方ではないかと私は思うけれども……。その辺もう一度答弁させます。向こうでそう思っていると思いますけれども。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

先ほどからの繰り返しになりますけれども、今現在、調査とか、その相手方に対して、免税業者に登録するのかわからないのかという調査は、現在はしていない状況であります。ですので、取引をしていく中で、そういう状態が出れば、お願いしたり、事情を説明したりして、極力今の契約を続けたい業者であれば、そういう話をしていくところでもありますけれども、契約の中には入札とかもありますし、いろいろな契約状況があるので、その契約を見た上で判断はしていきたいと思っています。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 消費税のインボイス制度への市の対応と市長の認識を伺う

分かりました。このインボイスの問題、零細業者にとっては本当に、一応今年の10月までに登録を求められている中身であって、負担も非常に大きくなる内容ですので、できる限り零細業者の負担が増えないような対応をお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位5番、議席番号16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 最近、女房も傍聴に全く来てくれなくなりまして、いかに私の質問が粗相なものか、彼女は感じているようでありますが、今日は大先輩が2人、こちらに見えておりまして、大変緊張しております。

### 1 冬期間運休する上越線について折衷案はないか伺う

1点目について質問をします。冬期間運休する上越線について折衷案はないものかということでお伺いします。今年も雪の影響で相当運休がありました。この辺でいえば、この赤天氣になぜ止まっているのかという思いもあります。ただお願いだけでは全く前に進まないことが分かりました。沿線自治体とJRが協力することで運休しない方法を模索したいと思うが、市長の考えはいかがでしょうか。

この時期になると、何回も壇上で質問してきましたが、このことに全く意味のないことに気がつきました。いろいろな方にも相談をし、林市長を含め多くの方々に関係方面に行っていただきましたが、しかし一歩も前に出ない。ならば翻って、国鉄に戻したらと考えますけれども、100%無理だろうと思っています。

ならばどうすればいいのか。ちょっとおかしい例えではありますが、ラグビーのスクラムのように、お互いにガツンとぶつかり合って、真ん中でいつもスクラムが潰れているようでは、何回かのうちにはどちらかがファウルを取られてしまいます。現段階で、JRはどんな問題があり運休するのか。お互い理解した上で協力し、運行できればと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

壇上からは以上です。

○議 長 鈴木一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、鈴木議員のご質問に答えてまいります。

### 1 冬期間運休する上越線について折衷案はないか伺う

冬期間運休する上越線について折衷案はないかということでもあります。これまでも上越線につきましては、たびたびご質問を議員からいただいて、答弁をしてまいりました。

南魚沼市では、令和2年12月の関越自動車道での立ち往生事案があった後、私は令和3年2月に当時の赤羽国土交通大臣——国交大臣に、冬季におけるJR上越線等の安定運行について要望書を提出しております。また、私は赤羽大臣とは2回ほどお会いをしました。この際にもJRの話も、私は熱意を持って話をしたつもりです。例年8月には新潟県鉄道整備促進協議会というのがありまして、この協議会を通じてJR東日本への要望書の提出をずっと

続けています。この中にも上越線の冬期間の運行の確保についてずっと要望を続けています。このほか、市長としては、ほかのいろいろな要件で様々な皆さんにお会いしますが、特に国土交通省の方々などにも多く会います。こういったときにもしておりますし、加えまして、私としては直接、単身というか、1人ではありますが、JR東日本新潟支社長——新潟に会社がございますが、本当に支社長に面会をさせていただいて、これは本当にお話をしました。後段、少しそのときの話に触れます。

しかしながら、議員のお話のとおり、この問題はなかなか改善に向かって進んでいないと思います。議会の皆さんも、いろいろな活動をされてきたと思います。利用者のために安全に運行をすることは至極当然というか、一番根底になければならない。当然であります。大雪により運行に支障が出る恐れがある場合の運休は、やむを得ないものと理解しています。しかし、そこまでの恐れはないと思える、そして以前であれば、これは全く止めなかったと思える、そういう運行していたと思えるような天候でも運休していることが多々あります。加えまして、予報でもう既に止める。我々としては、こんな日に運休になっているのかということをよく聞きもしますし、言われます。いろいろなことを私のところに言ってくる方もたくさん、これはいらっしゃいます。

JR東日本の現状を見ますと、人員の不足、また経費削減を背景に、決してこの冬の冬期間の運行休止だけではなくて、駅の無人化は著しく進めておりますし、駅設備——これは例えばエスカレーターの廃止とかです。我々はまるで逆で、今度はエレベーターを設置しようではないかとかいう話を——全く真逆の方向なのです。みどりの窓口の縮小——越後湯沢駅も今この問題で大変な議論になっています。湯沢町長とももちろん話をしております。観光関係者からもいろいろな声が上がっておりますが、みどりの窓口が廃止されています。これらサービスの低下と我々がやはり思わざるを得ない。一利用者としてもそう思っているところがありまして、こういう状況が進んでいます。この冬の状況を見ると、運輸業としてのサービスの本質部分だと思います、この乗客輸送サービスが後退しているようにも思えるところであります。

しかし、運休の一番の原因は何なのか。除雪の人員が減っていることは私も分かります。私は石打で育ちました。石打駅には当時、保線要員の方々がたくさん、住みなしてもおりました。もう誇りを持って、絶対に鉄道を止めないという、そういうことは子供心に見ても分かる。そして周囲の皆さんも唯一の公共交通機関で、首都圏からのたった1本の道でしたから、そういう意味では。炊き出しももちろん含め、こういったことの体制も——体制がなかっただろうと思うのですけれども、そういうことの手間暇も惜しまず、皆さんがやはりこの鉄道に向けていた時代感というのもあったと思います。

機械や設備の不足のほか、平成30年の信越本線の駅間停車——これは立ち往生、大事件になりました。この安全性の問題なのか。正直申し上げまして、先ほどのJR東日本新潟支社長にお会いしたときに、そういうこともあるでしょうねと私からの問いについて、そのとおりであると。これが一番の私たちの今、心——何ていうのですか、トラウマという、そう

という言葉を使ったかどうかちょっと覚えていないのですけれども、非常にそれが重くのしかかったということは、ご本人の口からも聞いたことがあります。これは本当のことなので申し上げます。そういうことがあるのでしょうか。そしてその原因がどこにあって、どのような支援により障害を取り除けば運行できるか。そういうことが分かれば、なるべく運休させない方法というのが見えてくると思っておりますし、そういう提言もその際させてもらったところです。

もし、駅間停車が原因ならば、発生してしまった際には、当該市町村は救援物資や乗客の輸送、また道路の除雪、一時避難所などについて支援を行うことと今なっています。そういう体制が組まれている。JRさんにも、よほどの大雪でなければ運行することが原則という姿勢になっていただきたいと、本当に心から思うところです。先ほど多分、今回の議員の趣旨はそういうところにあるのではないかと。これまで一方的に言っていたことだけでは、お互いに思っていたことだけではちががあかない。なので、折衷案というのはどこにあるかといえば、私はこういう今回の、さきの令和2年12月のあの関越高速の後、様々に工夫を凝らし、例えば現地指揮所の不在があったことが原因ではなかったかということに、やはり今国土交通省、新潟地方整備局も、今度は現地指揮所を必ず置いて立ち向かおうという判断になったりしたことも踏まえて言うと、JRさんにも、我々のやはり思い、熱意をただ一方的に言うのではなくて、この相互協力関係をきちんと成り立たせれば、一緒にやりましょうという気持ちがなければ、前に一歩出られないのではなかろうかなという思いがしております。

代替の運送についてもということもあります。突発的なものがあるとしたら、我々にとっては、民間バス事業者の間に立って、様々やることもできますという話もしました。連携の立ち上げを支援することを提案したこともありましたが、その時点では、それ以降の対応を見ても、少しまだJRさんは消極的な姿勢であるというふうに感じているところです。

いずれにしても、くどくど申し上げて申し訳ないのですが、JRさんに対してこれまでの要望書の提出に加えて、冬期間の輸送については、別建てで継続的に協議が必要だと感じております。こういうことだから運休ということにとどまらず、こういうことが解決できれば運行できるということ、やはり本題として、行政、市、関連市町もありますが、その解決にどう関わっていけるかが、今検討されなければならないと感じておまして、そういうお話はいろいろするのですけれども、なかなか前に出ないというのが今の現状かと思っております。もう一度心してかかっていきたいと思えます。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 冬期間運休する上越線について折衷案はないか伺う

今日もいろいろ、折衷案みたいなものを考えてきたのですけれども、確かにJRの場合は、米坂線だったでしょうか。あの事故をまだずっと引きずっているのかなと思いますけれども、それをずっと引きずっておられても、こちらは大変迷惑な話なので、とにかくやはり冬期間どうしたら動かせるかということ、地元の自治体とも相談しながらこれはやっていくべきだと思うのです。JRができなかったら、例えば夜間の除雪をしたり、市道のガードの下に

雪が落ちるようであったら、地元自治体がそれを手助けするような形でやるとか。例えば立木の問題があって、それが危ないなら、それを除去するとか、あらゆる問題をこの部分で解決していかないと、今までどおりと、全く前に進まないというような話になるのではないかと思うので、何とかJRが動かす方向はどのようなかということを考えていのです。

市長が言っておられる、若者が帰って来られる南魚沼市というところでは非常に大きなネックになると思っている。そのことについて、市長、もう一度きちんと動かさないことには、高校生が、通学、通勤の人たちはどれほど困っているか。うちにスキーのお客さんが来て、電車に乗って湯沢まで行こうとすると止まっていると。またタクシーを急遽頼む。あるときは、私の知り合いの孫が高校に行けないなんて言って、怒りの先をこちらに向けてきましたけれども、当たるところがないと。六日町駅に電話しようと思ったら電話番号が分からないと。

そんな皆さんの考え方なので、一刻も早く何かうまい方法は取れないかと思っているのです。自治体が応援して、各沿線自治体が応援して、きちんと動けるような形に来年あたりできないものかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 冬期間運休する上越線について折衷案はないか伺う

今年の調査期間72日間、12月19日から2月末日まで、市内の中での区間での一部運休が16日、終日運休が5日、合わせて21日。この数字もどう捉えるか。今年はそれほどではないと思うのです。この中でもっと言いたいのは、本庁舎での観測ですけれども、1日の降雪量が30センチメートル——私どもとしてはそう大雪にはもちろん思わない。この日はわずか5日なのです。こういう状況の中で、こういう状況だということです。

ただ、JR路線の冬期間の安定運行に係る現地視察・意見交換会が、これは初めて昨年11月8日に行われました。これは県議会の地元の先生方、十日町市等も含めまして、呼びかけの中でJRの新潟支社長さん、また総務部長さん、サービス品質改革室長さんとか、我々行政もみんな首長がそれぞれ出まして、現地視察をしました。どこが一体ネックであるか。向こうのお話では、先ほど話も触れたような、やはり信号機等々のいろいろな話、これは昔からあったでしょうし。立木がやはり大きくなって、山が荒れていて、そういう立木の支障の問題。恐らく人材のことも、もちろんそういうことで触れていたと思います。

これらの中で新潟県の交通政策課も一緒になりまして、議論を少し深掘りしていこうと。こういう中で私ども首長からは、先ほど私からも言ったような話を伝えております。議会の皆さんからもいろいろな角度からやってもらっていると思います。少しその辺を集大成して、どうやったら動かせるかと。本当に動かされるだろうと思うような日にちゃんと動いてほしい、というところだと思うのです。決して全部、全行程動かせということは難しいかもしれません。今の大変な大雪の局所的な降り方もあるので、こちらが赤天気であっても、片や大雪になっているという場合もあるかもしれません。それらも含めて、そういうことを前提に、フレキシブルに少し運行の形態をどうしていただくかということも含めて、やはりやっ

ていく必要があるのではないかと思います。

若い子供の皆さんや、長岡まで送っていつている親御さんの気持ちとか、もちろん仕事で行っている人もいます。この辺を考えて、少ししっかりやりたいというふうに考えていますが、ぜひとも議会の皆さんからも、継続的な要望活動等につきましてのご支援もこれは賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 1 冬期間運休する上越線について折衷案はないか伺う

今日、壇上でしゃべる1ページを家へ忘れてきまして、ちょっとここでしゃべらせてもらいますが、大手メディアが今冬の大雪をすごくドラマチックに放送するわけですが、このことは大いにやめていただきたいような気がするわけです。今日も日報さんが来ているかな。

雪国はいかにも住みづらいような、そういう放送を大手メディアがやっているわけです、ドラマチックに。このことは大いに気をつけてもらいたいことと、ここには有史以来我々もずっと住んできているわけで、そんな住みづらいところではないということとを今日は一言、後ろの新聞社の方に大手メディアに言っていただきたい。そんな気がして、ちょっと余談になりましたが、次の質問に移ります。

2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

2番のゆりかごから墓場まで行政という考え方について伺います。今回、以下2点について伺います。全て行政に頼るのではなく、一歩立ち止まって、家庭、地域でやれることもあるのではないかと考えています。ほかの市町村はあれもやっている、これもやっている、隣の芝生だけを見たら確かにすばらしいことだと思っておりますけれども、当市が、では駄目なのかというと、そうではない。他市が羨むようなこともきちんとやっています。限りある予算であります。隣の芝生だけを見て予算立てをすれば、倍の予算があっても足りないと思っております。自分を含めて、周りを見て考え、発言すべきではないかと。

議員個々には考えがあり、それを全て否定するつもりはありませんが、今日は鈴木のお考えを市長に聞いてみたいと思います。

①こども食堂について、現在南魚沼市で食べられない子供がいるのかどうか。むしろお年寄りのほうではないか。我々は声高にこども食堂をと、正すことが必要なのか。この間、手伝いに来てくれた同級生の女の子が、こども食堂って何ですかと私に聞いてきました。この意味は分かると思います。

昔話をしても理解を得ることはなかなか難しいと思いますが、我々が高校の頃は、ほとんど弁当を持っていったわけです。多分、家族の誰かが詰めてくれたものだと思っておりますが、絶対弁当持ってきて、電車も止まりませんでした。当時は、弁当を詰めることがいかに大変だかということは皆さんご存じだと思います。今は何もかもそろって、食事を作ることは難しくないと考えます。市の子育て支援もきちんとやっています。家庭で子供を食べさせることに問題が現段階であるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議 長 市長。



## ○市 長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

鈴木議員の2つ目の、ゆりかごから墓場まで行政でという考え方に立って、行政に頼るのではなく、一歩立ち止まってという意味も込めての、こども食堂について現在市に必要なのかということです。

こども食堂という新しい言葉だったのですが、約10年前、貧困、また孤食で必要な食事が取れない子供にということで、無料または非常に安価で食事を提供することを目的に、都市部でやはり取組が始まったことです。次第に全国に広がりました。現在では、当南魚沼市内でも幾つかの個人や団体が開催しています。

当初は食べられない子供、これらを救うために始まったことからこども食堂、イコール貧困家庭の子供が行くところというような先入観、こういったものが独り歩きしがちですが、子供や問題を抱える家庭を、支援者や地域とつなげる大切な役割を担っているというふうにも考えられているところです。

毎年夏に実施をしています、児童扶養手当の受給者の方々への聞き取りからは、現在南魚沼市には、本当に食べられない子供は、これはもしかしたら見落としがあったら申し訳ないのですけれども、私どもとしてはほぼいないというふうに考えています。

子供の居場所として、また支援を必要とする子育て世帯の孤立を防ぐ地域とのかけ橋として、必要であるとは考えているところであります。これは私も同じところがあります。市内で運営されているこども食堂は、いずれも地域の中から自発的に立ち上がった方たちがこの運営をしております——これは形態も様々です。子供だけではなく、地域住民や関わる人が集まりやすいように、地域食堂というような形で活動している団体もあります。南魚沼市がこども食堂を直接運営するということは現在考えておりませんが、今後もこれらの活動に対して支援や情報提供などはもちろん行っていきたい。

私は先ほど議員がお話になった、こども食堂も大切だが、この地域においては年寄り食堂ではないかと。私この議場でも何回かもう発言しています。私もそのとおりだと思っています。お年寄りの一人になってしまった方とか、こういった皆さんの孤食はさらに厳しい状況があるのではないかと。私はその両極に行くことはないなと思っています、例えば大和地域の東地区地域づくり協議会、あそこがもう地域食堂を始めています。しかし不定期の——不定期といいますが常設ではございません。

加えまして、今回浦佐の地域づくり協議会が、あそこをそういうご飯も作れるスペースを作って、最初に目指そうと私に理想を語ってくれたのは、まさに私の思いも一緒なのですが、お年寄りがいつも立ち寄れる場所。ここに子供たちがまたいれば、さらに年寄りからまたいろいろな意味の人間的なことを教えていただける、そういう場にもなっていくだろうと思っております、南魚沼市にとって必要なのは、私は地域食堂であると思っています。これらを12の協議会等々の範囲内、歩いていける——ちょっと広いですがけれども、そういったところにあることが大事ではなかろうかという思いをしております。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

市長の今の答弁、よく分かりました。私自身は、市に要望が来ているのかなと思って、ちょっと勘違いな面がありましたけれども、その地域食堂という点で、つながりを求めてやっている。この後も湯沢の話が出てくるのですけれども、この間湯沢町のものを見ましたら、確かに県外から移住してきている人たちが、そこに集まってコミュニケーションを取っているなんて、なかなかいい方法かなと思う。その料理をしているのはみんなボランティアでやっていますし、材料は全部近所の人を持ってきてくれるということで、非常にいいシステムかなと思っていました。

この地域も野菜であれ、米であれ、余るほど作っているわけですので、そういう面で地域食堂の在り方というのは、非常にいいのかなと。ボランティアでやってくれるのは非常にいいのかなということで、私もちょっと先走った考えでこんな質問になりまして。ただ、南魚沼市はちゃんと子供たちにも食べさせていける地域なのだよという、そういう啓発も必要ではないかという気がするのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

こども食堂を本当にやりたいと思う方々を、別にそうではないですと言っているわけでは全然ないので、誤解がないように聞いていただきたいと思っているのですけれども、地域食堂の在り方はこれから非常に大きな意味を持つのではないかなと思います。

例えば移住・定住の方が孤立感が出てくるときが、やがてちょっと来る場合もあると思うのです。例えば外国人の方もいるかもしれません。そういう皆さんがやはりこの地域の温かさとか、人間関係のすばらしさとか、そういったことを見る場でもあるだろうし、逆にそういったところに参加してくるボランティアを、ただのボランティアと言わずに、やはり午前中も話がありました、健康ポイントとか、そういうインセンティブにも——お金をやったら少しとげがあるのですけれども、そうではないボランティアの在り方として、例えばそこへ行くとポイントがつくとか。食べるほうは例えば、将来ですよ、ポイントでお金だけのやり取りではない、何か頑張った、ためたポイントでそういったところでも食べることができるとか。そんなふうになっていったら、すばらしい何か地域ができるのではないかなということ、私は夢想しています。

こういったところで、先ほどの12の地域づくり協議会の範囲というのが少し広いかなと思う。本当は昔の小学校単位がいいと思うのですけれども、そういうようなところをやはりこれから新しい視点として、やはり入れていくべきではないかなと思います。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

分かりました。

続いて、②学童保育についてです。学童保育について、必要な家庭は必ずあると思ってい

ます。本来子供は、学校より家庭のほうが良いと考える自分ではありますが、情操教育の面でも家庭あるいは地域で育つほうが、これは完全に良いとは思っています。地域の施設、学校施設を利用したり、あとはボランティアをお願いしたり、そういう面でこういう学童保育をやっていけないだろうかと思っています。

核家族化が進み、共稼ぎでなかなか家庭では子供が見られない。昔と違い変質者みたいな者もお一人にしておけない。ただ、子供は学校で友達と遊ぶことも大事ですが、子供同士は学校で十分遊んでいると思います。学校より家庭のほうが良いに決まっている。家族から抱きしめてもらうことがどれほどいいか、情操教育の面では家族の愛には代えられないと思っています。

このまま続けば、学校をもう一つ造らなければならないと、市長は常々言うておられます。以前一般質問で、地域が子供たちを見ることはできないかという質問を打ちましたけれども、法的に難しいと言われました。また、2月28日の第26号議案、放課後児童云々という条例を見ても、非常に厳しく、地域で見ることも厳しくなっているのかなど。しかし、もう一回質問してみたいと思います。

地域で見られないか、あるいは学校を利用してボランティアや学童の先生に見てもらうことはできないか。そうすれば、学校建設は考える必要がないのではないか、という点です。

○議 長 市長。

○市 長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

このことにつきましても、鈴木議員はずっとこの思いがあるなと思って、私と結構、気持ちの触れるところもあるのです。市長という立場で少しきちんと話をしますと、学童保育の在り方というかはここで一々は申し上げませんが、現在市にはNPO法人が運営する学童クラブが12クラブ、民間事業者が運営する学童クラブは7クラブ、これは市からの委託を受けて事業を実施している。

このほかですが、子供たちの居場所づくりとして、学校と地域と家庭が連携して実施している放課後子ども教室があります。これは、市内では栃窪にあるわけでありまして——ここで実施をしている。これは学校が終わった時間から保護者の迎えが来る午後6時頃までの間、栃窪小学校の児童を受け入れて活動していると、地域の皆さんがです。これは地域の集会所を無償で使わせていただくなど、栃窪の地区全体でこれを協力いただきながらやっています。この活動の主体となる教育活動サポーターは、地域の方から担っていただいている。地域の方です。一応こういう言葉は本当はいいのかどうか、有償ボランティア——1時間700円ですが——として活動いただいている。これらの活動に必要な経費は、市が委託料として支払っているということでもあります。

このような栃窪の例のような放課後子ども教室の形態は、何よりも地域の皆さんの協力ができないということでもあります。なかなかこれが、施設の運営に行政が関与してどんどんできるかという、そうではありません。加えまして、多くの学校には現在、学童保育施設がもう既に整備をされてきている。この中で新たに子供たちの居場所を確保するという

ことは、またさらに2つにしてしまうということはまたどうなのかという、難しいところがあります、はっきり言って。

現在、全ての学校には地域コーディネーターが配属されていまして、来年度、令和5年度からはコミュニティ・スクールという取組が学校で始まります。中学校区ごとに設けている地域学校協働本部というのと学校運営協議会が相互に連携しながら、まさに言われている学校・地域・家庭が一体となった教育活動の推進を目指すことになるということでもあります。

地域で子供を育てる仕組みについて、地域の考え方であれば、例えば柄窪さんのようなそういうことがあれば、やはりそういうことにも耳も傾けながらということをやっていきたいと考えておりますが、これ以上——本当は教育部のほうから答えてもらってもいいような内容かもしれませんが、いろいろな意味があります。

全部大人たちが管理をしなければいけない社会形態が、果たして子供にとって本当にいいのかどうかということも含めて、いろいろな外的要因もあるので、簡単なことは言えませんが、しかし、そういうことは私は多分、鈴木さんと気持ちが同じところがありますので、以上をもって答弁とさせていただきます。今のところそういうことでございます。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

前、私が考えていたのは、学童保育に行かなくてもいい子供まで行っているのかなという気がしているのです。もうどうしても行かなければならない子供たちもいるわけで、そのために学童保育ができたのだと思っています。この辺は全然もう今のルールでいけば、きちんとそれを満たしている子供たちが学童保育に行っていると考えていいのか。それと——一問一答ですね。必要のない人も行っているのかどうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

これは、ちょっと赤裸々に私の体験をちょっとひも解くと、実はこの間、もう成人している、今年の春から全員社会人になりますが、彼らと少し話をする恵まれた時間がありまして、学童保育のことについて話になったのです。彼らは行きたくなかったと、うちの子供たちは3人とも。しかし、親が行かせたと今になって言っているのです。何かないですか、そこに……思いが。なぜ行かなければいけなかった理由は——私もすみません。うちの家内任せだったことを反省も踏まえて言っているのですけれども、みんな仲間が行っているからなのですよ。ここに問題がある。

学童保育そのものの最初の目的は違うはずですが。この田舎です。6年生までやらなければいけないという法の縛り——法というか縛りがある。少しそういうところが、立ち止まって考えなければいけない問題ではなかろうかと思えます。しかしながら今現状は、いろいろな状況が生まれているという中で今があると思えます。私の体験談に基づいて今答弁しました。子供たちの気持ちはどの辺にあるかという思いもあります。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

うちも女の子3人は、未満児までうちに置いてそれから保育所へ出しましたけれども、あの頃はまだ学童保育もない時代でしたので、年寄りもいましたのでうちで見えておりました。そういう必要——どうしても必要な方はいるわけですが、市長が話されるように、みんなが行っているからやろうという考えも、ちょっといかなものかという気がしてなりません。そのことは分かりました。

では、栃窪地域がやっている地域で見える方法は、法の縛りはかなりなかったのかどうか、それを確認して、これから地域でもし見られるところがあれば、集落センターはもうがらがら空いているわけです。年に3回か4回くらいしか使わない施設が各地区にあるわけです。そういうものを利用できないのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長 市長。

○市長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

後段のほうの考え方は、そういうことはよく言われますが、やはり言うは易く、継続そしてそれをしっかりやるということの難しさというのを感じるところがあります。これらについては、少し担当するところの部、課のほうに話をしてもらうことにします。いろいろな思いを語るとしますので、よろしくお願いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

法の縛りというお話でしたけれども、県の補助要綱がございまして、それによって運営をするというような形になっております。

具体的に言えば、教育活動の中でサポーターですとか、あと安全管理員などの設置をしながら、子供たちの安全を確保しながら活動するというような形になります。ただ、年間200日くらい活動するようなことになりますので、今実施している地域からも、実施者の高齢化ですとか人材確保、そういったところが苦しいのだというようなお声もいただいております。

かつては市内に7か所くらいでしょうか、同じような形態のクラブがあったのですがけれども、学童クラブができるとともに、それらのほうは活動を休止していったというような状況で、今は残っていないということで、地域の方々にとっても、かなり勇気があることではないかなと考えております。

○議長 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

確かに市長も言われましたし、教育部長も言われました。継続的にこの地域でやっていくことは、非常にこれは難しいことで、私は簡単に言っていますけれども、大変難しいかなと思ってはいます。ただ、そういう負担軽減という面や、子供の情操教育を考えると、常に外部にお願いするとか、地域なら地域でまたそれぞれ通い合うこともあると思う。この地域で情操教育には何がいいのかというのを、ある程度これからまた、こども食堂と同じなのですが、そういう啓発も必要なのかという気がしますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

今日の一番最初に議員が掲げてくれている、ゆりかごから墓場までということの次に書いてある行政に頼るのでなく、一歩立ち止まって家庭、地域でやるべきこともあるのではないか。この中に行政が——逃げるわけではありませんが、少し大人な世界、ゼロ歳児から——もちろん、これは市長として言い過ぎると批判もあることを覚悟しながら言います。

生まれたときから、それではいつまでが——今若者が40歳か……法律的には。子ども・若者相談支援センターは40歳まで見ると。一体どこにですね、私世界を見渡してこういう国はあるのかなと思うことがあるのです。やはりちょっとそういうふうに見たほうがいいと思う。これだけの自然環境の中で、「神社で遊ばない子供がいっぱいになったな、市長」と言っていたのが、10年前くらいまで——その頃は市長ではないですけども。そういうお年寄りがいなくなってしまった。学童保育にやれないほうの話ばかり聞くのです。

では、これだけ山紫水明であるところで、なぜ子供たちは外で遊ばないかということも含めて、子供たちがそれを願ったのではないのではないかというところ。もっと別角度から子供たちの安全を見守ることを考えて、少し放任といたら悪いのですけれども、関与し過ぎない、厳しさのある教育が、我々の地域はできるのではなかろうかと私は思っている一人。

しかし、市長という立場からは、制度はちゃんとやっていかなければならない。それはもちろん分かっていますが、何ていうのですか、そこにやると、保育もそうですが、人任せというか——言葉は悪いですけども、人の責任、何かあった場合には、というようなことが助長されていっていないかどうかということも含めて、少し立ち止まって、よくよく考える必要があるというふうに私は思って、今この立場の仕事をしています。これは私の持論であります。よろしくをお願いします。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 2 ゆりかごから墓場まで行政でという考え方について伺う

大体分かりました。今後、いろいろなものがエスカレートして墓場までというようなことに将来的にならないかという懸念もしているわけです。どこかで立ち止まって考えるべきものがあるのかなという気がしたので、今回質問させてもらいました。

3 スキー場関係の人手不足について良案はないか伺う

次は3点目です。スキー場の人手不足について良案はないか。地域からもいろいろな苦労話を聞かされていますし、市長も経験豊富でありますので、いろいろなアイデアがあるのかなと思っています。我が家も50年以上旅館をやっていますけれども、今年ほど手伝いの人で苦しんだことはありません。何でしょうか、来るべき人が熱を出して正月ずっと来られなくて、ありとあらゆる人を頼んで何とか正月をやり過ごしたわけですけども、地域からもいろいろな苦労話も聞いています。旅館は続けたいが後継者の問題、これが一番ですけども、手伝いの問題、いろいろな問題を抱えています。

うちのスキー場では協会員が80軒くらいあったのですが、今は20軒くらいに落ち込んで

います。湯沢町ではアプリを使って成果を上げているようですが、それだけで解決する問題ではないと思っています。市長に妙案があればお聞かせ願いたいと思っています。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 3 スキー場関係の人手不足について良案はないか伺う

鈴木議員の3つ目の質問です。人手不足のこの問題であります。いろいろな苦労話を聞かれています。ご自身も今年、冬体験していると。私もその一人です。経験豊富でもありませんので、私の言うことがいいかどうか分かりませんが、求人倍率を見ても、令和2年度に2倍を下回ったことはコロナ禍ですね、やはり。これはありましたが、求人倍率3.79となっておりまして、さらに倍率上昇の要因である、この地域特有の冬場の労働需要の高さ——これは季節需要という言い方をしますが、あると思います。

私も市長になってから初めて、これまで実は山の私の家業のほうには顔を出したことがなくて、1回も手伝いをしなかったのです。手伝いというか、手にもなったことがなかったのです。猫の手も借りたいということで、市長の手も貸せということで、実は本当に6年ぶりにSOSがかかりまして、営業できないですから、人がいないと。そういうことで行ってみました。

まさに復興に向かっている感じがして、そういう面はうれしいのですけれども、今リフトの関係者、宿泊業の皆さん、湯沢の飲食店の皆さんも、いろいろな方々とチャンネルがあるので聞いています。どこも手が足りないという状況です。これは別に観光業だけに言えることではありませんが、そういう状況です。急な回復によるのかもしれませんが、この傾向は続くと思います。

湯沢町さんが開設している、短時間だけ働きたい人と短時間だけ人材を確保したい、こういう企業をマッチングさせるサービス、ゆざわマッチボックスですね。前に田中議員からもこの質問があったかと思います。これについては12月議会でもそうですね、お話があったところです。その後、湯沢町の状況は、私もいろいろな人から話を聞いて、湯沢町長さんからも聞いています。湯沢町長さんも民宿業をやっていますが、これによって人が来てくれて助かったという話も聞いています。しかし実態が、数字が、先般報道もあったのですけれども、累計1万3,000人以上の求人が寄せられているという中で、マッチングが成立して実際に働いた方というのが約1,400件、1割なのです。有効であるところもあるでしょうが、やはり議員がお話のように、このサービスだけで問題が解決するわけでは全くないなという気がします。ただ、有効であることは間違いない。

今後も確実に進む人口減、高齢化、これによって人材確保も難しい状況が続いていくと考えられます。12月のハローワーク南魚沼の本所——これは南魚沼市と湯沢町の接客、給仕等のパートの求人倍率は何と5倍を超えた。さらに厳しい状況となっていると。なかなか良案というのはないように思いますが、例えばスキー場の今オートゲート化が進みました。随分人が減りました。これは見て実感しました。それから午前中にも話をしましたが、キャッシ

ユレスの在り方は、様々に変わってきたなと思います。

IT化とかそういう技術を使った在り方は、これからもさらに進めなければいけないと思いますが、もう一つ思っているのは、特にこの季節需要ということで置き換えますと、夏も農業の皆さんがいるので、逆もあると思っているのですけれども、そもそもこの地域は宿命があります。これは雪が降るという宿命です。これは、議員は私以上に先輩でするので分かっていると思いますが、前は農業の方それから建設業に従事する方、職人さんたちとか、この方々が対極にある冬の時期の働き手として非常に支えてくれた。しかし、これが人が減ることもありますが、通年雇用型になってきているという点が少し影響していると思います。

こういう中から——これは宿命でありますので、今回の新潟県の中のほかの自治体の中で取組を始めたなと思っているところが一点あります。うちはまだやっていませんが、事業協同組合化する。そこが通年雇用をしながら、このほかの業種——冬になると例えば、いろいろなところに派遣するというのを、そこに小さい規模ですけれども、佐渡でしたか、あとは上越、妙高だったかは始めて、やはりここの部分に触れてくるところがあると思うのです。私もこれはそう思っていて、ただ、現在国がそういう組織づくりをやったらどうだと言っている、組合的なそういうやり方。非常にいいテーマなのですけれども、さらに奥深くものを考えながら組織化していかないと、そう簡単ではないなというところは思っていますが、当地にとっては非常に有効な考え方の一つだと思います。

まずは母体をつくり、そこが様々なところに派遣していくような中で12か月の通年雇用を達成しながら、これが若者が帰って来られる仕組みづくりになるかなというところを非常に最近考えています。例えばこれから目指すべきDMOの方向とかで、若い方々が、例えば就職先となって来てくれた場合、その方々にも繁忙期と閑散——商売的にはそうでもない時期もある。こういう中に見極めが、私どもの地域は必ずこれが、雪のこの2つの季節感が色濃く出ますので、これらにおいて農業もそうです。こういったところを補完していく一助にならないかという思いです。

加えまして、社会構造全体が兼業をもっと認めていくべきという考え方をしています。土日に休みの方も多いです。これは公務員も含めてです。こういったところが、休みというのは家で休養していれば休みだけではなくて、実はいろいろな業種に当たってリフレッシュできるということもあろうかと思うところがあるが、今は禁止されている。少しだけ突破する、今制度もできていますが、これらがさらに進んでいかないと、人口減というのはそこまで立ち入っていかなければ、問題を解決できないというところもあるかと思っています。兼業のすばらしさということも含めて、人生幾つもチャンネルを持つというか、そういうことも含めて新しいやり方として考えていかなければ、この地域特徴のある今の状況は、絶対に打破できないと考えています。

以上です。

○議 長 16 番・鈴木一君。

○鈴木 一君 3 スキー場関係の人手不足について良案はないか伺う



分かりました。事業協同化など、上越のほうで見たことがあるのですけれども、なかなか私たちこれから区画整理をやろうという話が出ていまして、その中で法人化をなさいたいというのがありますが、そのメンバーに何人いるのだろうという話になってしまって、もう全部農業、その頃には——10年後に完成するということになれば、我々はもうリタイアしている、後継者も全くいない。

本来の理想は市長が言われるように、冬は出向するなり何なりという、昔は職人がその担い手だったような気がするのですが、職人というものが減ってきたり、通年雇用が多くなったりで、それもなかなか大変だということ。その辺は勉強していく余地が大変あるかなと思います。

今、湯沢町でやっているマッチボックスについても、これは市がやるのか、民間でやっていったほうがいいのか、その辺もちょっと意見が聞かせてもらいたいと思いますが。マッチボックス、一緒に働いた人の話を聞いたら、そのメンバーにはちょっと多種多彩な人がいて、全く使い物にならない人もいたらしいのです。とても使い物にならない人も登録しているという、そういう当たり外れもあったようであります。

ただ、市として、湯沢町がやっているこういう、最初的手段としてこういうものは民間でやるべきか、行政が率先してやってくれるのか。そのほかにもっと今度は、さっき市長が言われたような方向性を何とか見いだす方法があれば、また考えていきたいなと思うのですが、市長の考え、最後にお伺いして終わります。

○議 長 市長。

○市 長 3 スキー場関係の人手不足について良案はないか伺う

以前、12月ですか、田中議員さんからのご質問のときに検討はしてみますという話をしました。検討を本当にしています。ただ、行政が中心になってできるかということ、人材派遣業的のところもあるとか……まあいろいろな、すみません。専門家でもないので勝手なことは言えませんが。そういったところは、そういう今組織をつくっている会社さんもあるので、少しやりながら。言ってみれば、昔から少しバイトしてくださいなんていう張り紙をみんなしながらやってきたではないですか。同じことだなと思っているのです。さりとて今、議員がお話をされたマッチングの問題というのは、そんなたやすいことではありません。やはりこの地に本当に住むとか、そういう方々がやはりもとで、そういういろいろな産業の人手不足なところを補完でき合える関係性をぜひやるべきだと。

もう一つは、私どもの姉妹都市の——いつもこの話をして申し訳ない。チロルというところを若いときから定期的に時々行って見てきた人間として言えることは、外国人ですね。もうチロルも外国人の労働者がなくては成り立っていませんでした。ただ、どこから来ているか。結構アジアからも来ている人たちがいました。これからインバウンドが盛んにこちらに入ってくるという中には、こういう労働力というか、雪山を求めて、逆に手伝いに来たいという人も、昔の東京の学生や若い人たちが、山に籠もって仕事したのと同じような形態というのはあり得るかもしれない。

逆に言うと、そこから移住・定住の様々な展開もあり得るかもしれない。何か先祖返りといえますか、昔あったことは今も起きていくということ、ちょっと55歳まで生きてくると繰り返しのようなところを少し感じているところがありまして、これがただ外国人に置き換わるだけではないかというような気がしているのですが、体制づくりも含めていろいろなことがあると思います。

あとは、ここの生まれ育った子供たちがここに帰ってくるには、どうしても通年を通じた安定的な仕事としてやるような体制として、そういう産業を伸ばしつつ、しかし先ほど申し上げた兼業というのは非常にあるなど。突発的にそこだけ人が要するという業種もあるのです、土日だけ忙しいとか。こういったところを補完し合えるのは、これまでの既成概念で考えていると、多分難しいだろうということを痛感しています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、鈴木一君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時30分といたします。

〔午後3時17分〕

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

〔午後3時30分〕

○議 長 質問順位6番、議席番号10番・吉田光利君。

○吉田光利君 皆さん、大変お疲れさまでございます。今日のラストバッターでございます。早速でございますが、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。今回は大項目2つ上げさせていただきました。

## 1 市内の労働環境について

まず、1項目めですが、市内の労働環境についてであります。新聞報道にもよるが、コロナ禍の環境の続く中、5月8日を区切りに新型コロナ感染症の扱いが5類に移行される方向にあります。正常化に向けて一層の経済の活発化が期待されます。ハローワーク南魚沼の雇用情勢によると、12月の新潟県有効求人倍率は1.58倍、当市は2.93倍と異常に高い数字であります。人手不足をはじめ、労働環境の課題は多い。そこで以下に質問いたします。

1、市内の雇用調整助成金の支給実態と、高い求人倍率の関連はどのように分析しているのか。

2、個人事業主をはじめ、地元企業にとって人手不足と最低賃金の大幅アップは経営上厳しいものがある。市の現状をどのように捉まえているのか。

3、建設業人材確保支援事業について、手応えと今後の拡大充実の考えは。

4、外国人労働者の増加が見込まれるが、採用事業主への支援策も必要ではないか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長　それでは、吉田議員のご質問に答えてまいります。

## 1 市内の労働環境について

市内の労働環境について、4項目ありますので、少し時間をいただきます。雇用調整助成金の支給実態であります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の方々の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づいて雇用調整——これは休業ですが——を実施する事業主に対して、雇用保険被保険者の休業手当などの一部などを助成する国の制度であります。これは制度自体は新型コロナ以前からあったものであります。令和2年4月1日から令和4年11月30日までは、新型コロナの影響による事業活動への特別措置として助成率及び上限額の引上げ、また申請手続の簡素化が行われてきたものであります。

残念ながら、これまでの市内事業者の正確な申請件数、また助成額については、残念ながらですけれども、ハローワークより秘密情報でありまして開示はできないと言われております。市では把握がなかなかできないのですけれども、令和3年10月に行った市内事業者向けのアンケートというのがありまして、ここで製造業、飲食業、卸売・小売業の皆さん、また宿泊業の皆さんを中心に、この助成金を受給していることは把握しております。これは回答者が289件のうち、71件、約25%——24.6%の受給と回答されていましたが、アンケートでは。ただし、回答者には、雇用者がいない事業者、また個人事業主などの小規模事業者が大半を占めているというために、受給率が低いというふうに見えているということでもあります。

現在の支給状況について具体的な数字などは、今ほど申し上げたようにちょっとなかなか分からないのですけれども、ハローワークさんからは申請件数は減少しているということの、大づかみなところは情報としていただいております。

先ほどの鈴木議員との質問のやり取りでもお答えしましたように、南魚沼管内の有効求人倍率は、令和2年度には2倍を——これも高いのですけれども、それを下回ったということですが、今年度はコロナ前と同様と高倍率の状況と現在なっております。高い求人倍率の関連をどう考えるかということですが、倍率上昇の要因であるこの地域の季節的労働需要の高さもあると思います。

分析というのは、なかなかこれは難しいのですけれども、雇用調整助成金が雇用の維持を目的としたものであることから、従業員さん方のつなぎ止めや完全失業率の抑制には、これは効果があったと思っていいと私は思います。反面、人手不足の企業にとって、ハローワークを通じて求人を行っても求職者が現れないということから、結果、求人倍率を押し上げる要因の一つであるとも推測しているところです。関連はあると考えております。

2つ目のご質問の、人手不足と最低賃金の大幅なアップは経営上非常に厳しいものがあると。市の現状はどうかということでもあります、どのように捉えているかと。行動制限の緩和が今ありますが、旅行や外食など、コロナ以前の日常生活が戻ってきている一方で、ロシア・ウクライナの紛争問題、戦争問題が長期化して、世界的な——原油もそうですが、様々なことの高騰、また円安による物価上昇は、企業活動また家計においてももちろん大きな影響を

与えていると思います。

当市の産業は、特に建設業、製造業、宿泊・飲食業が多いということが特徴でありまして、事業規模も下請とか家族経営、また中小企業が多い——言わずもがなですが多いことから、その影響下での人手不足、また最低賃金アップは非常に大きな問題であると認識しています。

最低賃金については、最低賃金法に基づいて行われていますが、新潟県の最低賃金は現在 890 円。この地域別最低賃金の決定においては、最低賃金法第 9 条により、いろいろ書かれておりますが、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めるというふうになっております。国においては、最低賃金の引上げに際して、中小企業者の生産性の向上を支援するため、業務改善助成金などの支援制度を設けているところであるということから、市としてもこうした支援制度の周知、また市内事業者の状況把握に努めているところであります。

新聞の折り込みを私は全部目を通す癖になっておりまして、これは職員の皆さんにもぜひ上げてくれということはいっぱい来るのです。議員の関係する会社のものも毎回見ておりますが、いろいろなあらゆるところがパートさんの募集だとかいっぱいあります。これは恐らく経営者側にとっては今大変な問題だろうと思います。冬のアルバイトをいいますと、もちろん 1,000 円を超えている。様々な業種については、もっとはるかに上にいっています。これらがなかなか事情があつてのことだと思っておりますが、いろいろに影響しているということは本当にあると思っております。

3 番目、建設業人材確保支援事業です。手応えと今後の拡大充実の考えはということです。今年度から開始した事業であります、建設業人材確保。市内の測量設計業及び建設業において担い手確保、また建設業全体としての品質の維持・向上を図っていただきたいために、技術者の資格取得に係る費用を従業員に助成した事業者に対しまして、1 人につき 10 万円以内、1 事業者につき 20 万円以内などの制限を設けた上ですが、これをやりました。事業者が負担した金額の 2 分の 1 以内の額を補助金として交付しているという状況です。令和 4 年度からの事業です。

2 月末現在で 15 社から 27 名分、84 万 7,000 円の交付申請があつたところです。昨年 4 月以降、市のウェブサイト、また建設業協会さんなどを通じて制度周知を図ってまいりました。これは申請以外にも多くの事業者から問合せがありました。これは多くありました。そして建設業協会さんからは大変な感謝の言葉をいただいております。これはよかったなと本当に思っています。かなりの影響があつたと思っております。市の姿勢としても問われていると思っております。初年度としては好評だったものと考えております。

また冬期間の安全・安心な市民生活を確保する上で、私どもが非常に重要だと思っている、除雪業務の除雪オペレーターの人材確保の必要性が高まっていると。これはまた業界からも、非常に声として私どものほうに届いております。要望もございました。令和 5 年度につきましては、本事業の当初予算額を 200 万円に倍増させていただいて、除雪車の運転に必要な第

1種大型特殊自動車免許などを補助対象に加えていきたいと考えております。これは、この後行われる予算審議で皆さんからお諮りをいただきたいと思っております。1社につき年間2人までとしている人数制限も廃止するなどの制度上の拡充も図ってまいりたいと考えているところであります。

4点目の、外国人労働者の増加が見込まれる中、採用事業主への支援策はということであります。厚生労働省から毎年公表されている、新潟県における外国人雇用状況の届出状況というのが発表になりますが、これは令和4年、昨年10月の資料になりますがけれども、当市を含むハローワーク南魚沼管内で、110の事業者で947人の外国人が働いているという発表です。労働者数で前年比と比べますと、167人増加している。すごい数字だと思います。21.4%も増加しているということになります。今後もこの傾向は続くと考えられております。

少子高齢化によって、将来の日本の労働人口自体の減少が明らかな中、外国人を採用するということは、人手不足を解消するための有効な方法の一つであると考えておりますが、採用に当たっては、事業所側が様々な面で受け入れる体制を十分に整えなければなりません。宗教上の観点もありますし、様々なあると思うのです。外国人を雇用するための準備、手続も複雑だということがあります。

雇用主となる企業にとっては大きな負担だというふうにも考えられますので、言語、文化、風習、そして宗教まで違っておりますので、これらを十分に理解した上で、適切な対応や良好なコミュニケーションを相手とも取れるような必要があると思っております。国はこれらのことについて、例えばですが、勤めていただく場合、就業規則等があります。この多言語化をするなどの場合等々、事業主の皆さんにこの助成を行っている。県でも新潟県外国人材受入れサポートセンターを設置しておりまして、専門的知識を持つ行政書士などの専門員が企業の相談に対応しているということが始まっています。

南魚沼市においても外国の意欲ある人材の受入れを促進するということは、市内事業者の人材を確保し、また地域経済の活力を高めるということからも大変意義あることだと考えていますので、これら国や県の支援状況も見ながら、外国人の方々の受入れに対してどのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

先ほど鈴木議員との話の中でも私は触れましたが、特に観光地においては、さらにそれが強まってくるということは容易に予想できるということでもあります。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 市内の労働環境について

それでは、順を追って再質問させていただきます。最初の雇用調整助成金については、いろいろな差し障りがあるということで、お答えができないというようなハローワークの話がありましたけれども、市長がいつも言っているように、今回の新型コロナは災害級だという話が出ていました。まさにリーマンショック、15年前にリーマンショックがあったのですけれども、そのときに雇用調整助成金の制度を使ったのです。ただ、特例措置を使ったのは今

回だけなのです。特例措置というのは、先ほど言ったように日当を1万5,000円に上げるとか、あるいは雇用保険をかけていない人にも適用したというような、政府も思い切ってやったわけです。

先般の日経新聞の2月28日に載っていましたが、この3月末で雇用調整助成金制度を閉じると、クローズするという話がありましたけれども、6兆3,000億円くらいかかったと。雇用保険ではもう間に合わない。やはり一般財源まで引っ張り出さないと駄目だというくらい、財政が切迫しているという中で、市長と同じような考えなのですが、やはり非常に効果があったと。大体試算では2.6%ぐらいの失業率の改善につながったのだそうです。今は2%から3%ですから、これをやらなかったら5%ぐらいの失業率だったのです。100人に5人は失業しているというような状態であったわけで、この政策はよかったと私は思うのです。

ただ、労働人口の流動性というか、そういうのに対しては市長も同じ思いで先ほど答弁がありました。労働人口の移動に対しては阻害要因になっている可能性もあるのです。要するに、集中的に必要な労働力がそこにいかないという場合があるわけです。ということで、私の聞きたいことを全部、ちょっと1番目は話していただいたので、再確認で私ちょっと今お話しさせてもらいました。

ということで、次の2番目の内容ですが、2番目については、地元企業が大変だというお話をさせていただいているのですけれども。私ちょっと提案したいのは、どこのサービス業も、スキー場もそうであろうし、製造業も、建設業も大変なのはどこも大変なのですけれども、今市長はやはり胸張っていいのは、市民の声をざっくばらんの会で拾っているというのがあります。また国際大学にも行ったという話も聞いていますが、ぜひそういった面では企業があるわけです。

市のやはり生産高というか、生産性の一番ウエイトを占めている製造業と建設業、こういう会社にも入って、ざっくばらんの会みたいなことをやって、声を聞いて、本当の実態——労働人口どうだとか、賃金の問題どうだかということ、ぜひ提案したいと思っています。そういうことを企画したらどうかということのをちょっと質問ではなくて、提案なのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内の労働環境について

すみません、ありがとうございます。直接企業の皆さんと、ざっくばらんの会のような形で直接意見交換したらどうだということですよ。これにつきましては、実は始めてみました。初めてなのですけれども。これまで製造業の皆さんで会を立ち上げてほしいということで、本当にその趣旨を分かっていたら、自主的にという形を取って、製造業の皆さんの集まりをつくっていただいたのは、自分になってからあったのですけれども、個々の例えば企業さんとかから市長のいろいろな話を一緒にやり取りをしたいという申出があって、第1回目をやってみたのです。

これは大変私としてはうれしかったですし、今後そういう視点もあるなと思って、もうお招きいただいた場合にはどんどん出かけようと思っています。その中でどれほど話ができただろうかはちょっと別として。どうしても企業にお伺いすれば、企業の皆さんの働き方の問題とか、賃金の問題、そういったことまでどんどん深掘りができればもっといいなと思っていますが、そういうことにも及んできますので、大変ありがたいと思っております。政策提案ももちろんいただきます。

2月下旬に依頼をいただいた事業所にこれはやったということですが、その少し前なのですけれども、企業の採用担当者同士の意見交換ができる場を設けてもらいたいという、これは業者さん側からの、民間側からの要望がありまして、2月10日には採用力アップ座談会という名前で事業創発拠点MUSUBI-BAで開催をすることができました。事業者の現状、抱えている課題を直接聞くことができ、また政策の方向性を確認する。またそういうときは、必ずこういったことをやったらどうですかとか、やってほしいとかということになると思いますので、これは非常によかったと感じています。今後もそういう形で、耳を立ててやっていく姿勢をもっとさらに進化させていきたいと思えます。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 市内の労働環境について

そういった形で受け入れていただいて、今後どんどん活動するというお話をいただきました。また、採用者担当という話もあったので、これはなかなかいいなと思ったのです。

私が何でこんなことを言うかということ、企業というのは、いろいろな地域から来ます。いろいろな年代がいます。あと性別、男女差もバランスがあります。偏ったのではなくて、それで勤め人としての立場もあります。生活もありますということで、多様な意見が一発で、企業に行ってざっくばらんの会をやれば仕入れられるわけですから、ぜひ生の声を聞くような形を、今後ぜひ進めていただければなと思います。

あと、ちょっと通告していなかったのですが、雇用の問題。市長の所信表明を聞いていたら、雇用に関係する内容で、障がい者ワークステーションというのを設けてやるという、非常にすばらしい、いい名前だし、いい取組だなというのも聞かせていただきました。雇用の関係がありますので、1点だけ確認させてもらいたいのですが、やはり民間でも非常に法定雇用率というので苦労しているのです。雇用率に満足しないと1人月5万円、国に払わなければいけないのです。2.3%です。最終的には何年後には多分3%までいくと思います。本来なら2.5%ですよ。それが今段階的な内容で2.3%、その次2.7%、3%という形になってくると思うのです。今市役所の実態は、障がい者ワークステーションという言葉がありましたけれども、分かりましたら、市役所の今の法定雇用率というか、それに対して今どのくらいの雇用率になっているのかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内の労働環境について

この件につきましては、担当課、担当部のほうから答えさせます。法定雇用率をやはり引

き上げたいという思いで、今のところはちょっと不名誉な状況でありますので、これをやりたい。ただ、原因はいろいろあるのですけれども。これはもし再質問していただければ、答えようと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 市内の労働環境について

障がい者の法定雇用率につきましては、民間は2.3%ですが、自治体の場合は2.6%になります。それで南魚沼市のほうでも、今まで障がい者の雇用率の関係は、各課のヒアリングですとか、それから業務の切り出しというような調査を行いながら、できるところを障がい者雇用で切り替えていくということをやってきました。今の法定雇用率2.6%に対して、令和4年6月1日現在で2.12%という率です。人数に換算しますと、週30時間以上の労働者の方に換算しまして、5人の方を雇用しなければならないという状況です。

それで令和4年度についても、また業務の切り出しですとか、何とか切り替えられるところはないかというところで当たってきましたが、もうやはりこの5人の壁というのは非常に高いということで、やはり半日単位ですとか、時間単位くらいの仕事は出てくるのですが、1日通してやはり障がい者の方を雇用するという仕事がなかなか見つからないというのが現状です。

であれば、新年度からワークステーションという形で、雇用率達成に向けて5人を目標に掲げて、もう障がい者の方を雇用して市役所の一角にその方にいてもらって、例えば午前中は総務課の仕事、午後は企画政策課の仕事みたいな形で、出かけて行って仕事をするような形になれば、何とか1日通して仕事ができるのではないかと。また、今までなかなか職員でできなかった部分もできるのではないかと。ということで、今回新年度の予算の中に、そういう気持ちも酌み取っていただくような形で、何とか実現したいということで新年度予算のほうに盛らせていただいたところです。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 市内の労働環境について

よく分かりました。非常に素晴らしい企画、アイデアだと思いますが、総務課長のアイデア、ヒット企画ではないかなと私は思いますけれども。

続きまして、建設業の人材確保に向けた支援事業についての件ですが、私も同じ思いがありまして、測量の設計とか技術者に対して対象でもって支援するというのをうたって、今度拡充で今執行部は考えていらっしゃる。それは除雪関係のオペレーターとか、そういった技能にという話が出ていましたけれども、私、逆に提案しようかと思ったくらいですから、大賛成なのです。

私もこの一般質問の中で、やはりいろいろな声を聞かなければいけないということで、業者に聞きました。例えば電気屋さんにはいろいろな資格が要りますよね。電気工事士もあります。高所作業車の免許も要ります。大型免許も要ります。中型も取らなければ高所作業車の



免許も取れないのだという話をしているのですが、特に電気なんかは見えないので、高卒は1年間職業訓練所へ送り込んで、全部日当、給料を払ってやっているのだとか、あるいは板金さんなんかを比べると、板金さん自体もそういった形で、危険物があるとか、玉掛けがあるとか、いろいろながあります。

それが全部どうのこうのではないですけれども、個人のものになるわけで、財産になるわけですから、それは市役所にも特殊作業があると思うのです。消防署員もそうですけれども。いろいろあるけれども、業者さんが非常に今やはり人手不足で、人を確保するというところで苦戦しているというのは、本当に肌で感じました。ただ、先ほどちょっと説明あったかもしれませんが、支援しました、資格を取りました、1か月もしたら辞めてしまいました。中にはあるのだそうです。ひどいのは明るく日辞めましたというのもあったという話というのもありました。

ということで、やはりその支援策については何らかの……1年くらいは雇用、そこに勤めなければ権利がないよとか、やはりそういうのが必要ではないかと。事業者にとってはたまったものではないなというのを私は感じているのですが、その辺市長、どう思いますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 市内の労働環境について

このことについては、事業者の皆さんからもそういう声も、私は市長でありますので、いろいろなお話を伺ったりしていることはあります。そうだからといって、恐れることなくやっていかなければならないと思います。1点はちょっと、看護師さんの問題、奨学金の問題なども一緒だと思います。そういったところは少し考えなければいけないのかなと思います。これについては建設部のほうから、部長のほうから答えますのでよろしくお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 市内の労働環境について

この件につきましては、これは資格というよりも、免許もそうですけれども、一応事業者に対して助成を行っているということですので、その分につきましては、事業者側で精査して申請していただいていると、そう思っております。その辺のうちと信頼関係ということもございますので、今のところはそういう状況ということでございます。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 市内の労働環境について

今、建設部長からお聞かせいただいたのですが、そのとおりですよ。失礼いたしました。建設業者さんとその当事者の問題なので、市がどうのこうの言う問題ではないかと。ストンと落ちましたので、理解いたしました。

続きまして、外国人のことですが、有効的な人手不足の対策にもなるよという市長の思いも聞かせていただきまして、私もその思いでこの質問をさせていただいているのですが、皆さんご存じだと思うのですが、外国人労働者というのは、技能実習生と特定技能とい

う2項目あるのです。

技能実習生というのは、日本に技術を学びに来るわけです。労働力ではないわけです。ただ、実態はやはり労働力になっているところはあるのです。技能実習というのは、3年間の制約があるのです。そこに3年間、Aという会社に入ったら、Aという会社に勤めなければいけない。縛りがある。特定技能となると、ちょっとグレードが高くて、日本語も結構話せて、技術もあって、その外国人労働者はどこへ行ってもいいのです。自由に選択できるのです。ちょっと気に入らなかつたら、ほかに行くのです。

例えば技能実習を3年間終えました。特定技能の試験を受けます。技能実習で仕事をしています、企業は。覚えて特定技能を取りました。そうすると、やはり外国人さんという捉えなのです。賃金がちょっとでもいい、環境がちょっとでもいいと、即もう切り捨てて、次のほうへ行く。容赦ないです。僕は体験していますけれども。そういう外国人がいるのです。それは致し方ないのです。

ただ、今同一労働同一賃金があるのです。最低賃金の制約もあるのです。外国人だから最低賃金が低くていいとか、同一労働同一賃金でなくてもいいということではないのです。同一労働同一賃金というのは、その会社に勤めたら退職金制度があれば、退職金制度も適用していかなければいけないのです、同じ仕事をすれば。

そうすると、非常に外国人採用というのは結構費用がかかるのです。連れてくる形でやって、送り出し側、受け取り側の管理会社に管理費も払わなければいけない。先ほど話も出ていましたが、住居も構えなければいけないとか、いろいろなやはり福利厚生面もある。賃金の問題もある。やはり外国人を守ったり保護したりするのは当然なのですけれども、やはり企業にもそれなりの支援策をやらなければいけないというのが、そして人工対策、人手不足の解消につながることをやはり取り組んでいかなければいけないというのは、私は実感として持っています。

先ほど市長もそういった内容で検討していくというお話をいただきましたので、ぜひこの今私のお話した内容を踏まえて、ぜひそういった支援が何かあるかということを検討いただければ——さっきぎつくばらんの会も言いましたけれども、そんなことが一つ課題としてあるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりました。では大項目の2に行かせていただきます。

## 2 市民サービス向上について

大項目の2、市民サービス向上に向けて。1、新庁舎建設の必要性に対しての考えに変化はないか、お聞きいたします。

○議 長 市長。

### ○市 長 2 市民サービス向上について

それでは、吉田議員の大きな2番の項目、市民サービス向上の1番、新庁舎建設の必要性に対する考え方に変化がないかということです。本庁舎の整備更新については、もう誰もが議論が必要という認識をお持ちになってきている段階になっているのではないかと思います。

ます。

昨年6月議会で、この件について私としては記憶には今までなかったのですが、最初の一般質問をされたのが目黒議員だったと思います。問いかけていただいたときに、その際に本腰を入れた検討は、まだしておりませんとお答えしつつも、様々な空調設備だとか給排水設備の老朽化の問題などにも触れた中で、大改修が必要な状況はもちろんであるが、現在のままで、まちづくりの拠点、また防災の拠点としての役目を果たすことが今可能であるかどうかということについて、真剣に新たな庁舎整備の議論を始める時期に来たのではないかと申し上げたと思います。

このたび、この問題を取り上げていただき、私としては議論ができることを大変ありがたく受け止めております。単刀直入に申し上げますと、先ほど言ったように庁舎建設に対する考え方に変化はありません。むしろ本腰を入れて着手しなくてはと考えているところであります。

庁舎の建設となりますと、市の将来に向けた機能、また規模はもちろんでありますが、その場所なども含めまして、これは市民の皆さんに長く愛される、そういう理解もいただける拠点でなければならないと考えております。現在、市は立地適正化計画の策定を進めているというところですが、行政庁舎などにつきましては、用途地域内の都市機能誘導区域の誘導施設として設定すべきものでありますので、今後将来を見据えた視点での検討が必要になると考えております。

ちょっと最後に歴史上のことを言うと、大分前になってしまいましたが、旧3町、3つの町があったわけです。この合併時に、合併協議会というところで作成されました新市まちづくり計画というのがあります。私も手元に置いてあります。この新市まちづくり計画では、新庁舎建設については、新市、いわゆる今の私どもの南魚沼市において、行政機能の拡充の必要性和財政事情を勘案し、プライオリティー——優先順位が上がった段階で具体的な検討をすることとしますと、書かれております。いわば、私どもは宿題を預かっているという状況だというふうに思います。

解決すべき地域課題が今山積しています。優先順位、先ほど言ったこれが上がったかどうかということ、これはまだまだ検討が必要ですが、そろそろ準備を始めないと、庁舎の正常な維持管理、またこれも限界に近づきつつあるという感触を持っております。こういったことも理由として、このたび、この令和5年度の予算の中にふるさと応援活用基金事業というのを入れています。これは前からお話をしているとおりであります。この活用基金事業の計画に実施期間や事業費は未定としていますが、新庁舎建設事業費を初めて計上しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民サービス向上について

新庁舎については、昨年6月、我が同志目黒議員が質問させていただいていますけれども、

その中で前向きな話も出ていました。まだ本格論議に入っていないという話の中で、今回は本腰を入れて検討しなければいけないだろうという形でしたので、当然3町が集約した建物でありますから、いろいろな老朽化の問題があったり、スペースの問題があって、課題が多いことはみんなも共通しています。ぜひ、これからは本格的な討議というか、検討を進めていただければと思っています。

では、2番目の質問に入らせていただきます。業務の効率化を図るため、時代に合った備品棚、書庫等を整える投資を積極的に進めるべきと考えるが、その辺についてはどうか、お尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民サービス向上について

2点目のご質問です。時代に合った備品の棚とか書庫、これは本当にそう思っております。業務の効率化のために、整理整頓を意識して書類を管理しているところですが、確かに繁忙時期などによっては、書庫や保管場所の空きスペースがなく、整頓が行き届かないというところもあると思います。

これらそういう管理——保存年限なども決められている書類とかもあるわけでありまして。こういったものを徹底して、引き続きスリム化、また不要な備品の撤去、処分を図っていくことを最優先と考えておりますが、併せて手法の一つとして、令和5年度からいよいよ本格化するDX推進計画の推進に基づいて、書類の電子化、文書管理、電子契約、電子決済等の推進をしていくことが大きな課題と考えております。

費用対効果ももちろん考えながら、職場環境の充実は、やはり気持ちの余裕にもつながる。議員はこの話、ずっと企業経験からいろいろな話を、整理整頓とかいろいろな考え方をお話しいただいています。本当にそのとおりでございまして、市民サービスにもつながるものであると考えておりますので、さらに考えていきたいと考えております。

その前に何よりも、私が見ていても書類に埋まっている、私の市長室もそうでありまして、常に断捨離といいますか、必要なものは取っておかなければいけません、加えて電子化を推し進め、備品棚や書庫への投資が効率的となるように準備をしていかなければならないと考えているところであります。私としては電子決済というのが非常に、もう考えてもらいたい一つ。よそに飛んで歩いていると、帰ってきたときの書類の山積みというのが、これが電子決済ならばどれだけいいだろうかという思いが率直にしています。やはりそれは全職員みんな同じだと思います。こういったことに立ち向かっていく必要があると思っています。

○議 長 10番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民サービス向上について

電子化とDX推進室に絡めて、そういったのも改善が考えられるという答弁をいただきました。確かに私、自分の職場では、もう稟議は全部電子です。書類は要らないという形にしています。ただ、率直に申し上げまして、3町が一緒の本庁に集まっていること自体が非常にスペースに問題があって、やれ整理整頓しろと、やれああしろ、こうしろと言っても、職

員はかわいそうな面もあるのかなと。

どことは言いませんけれども、例えば廊下に備品を置いたり、書棚を置いたりとか、いろいろな、何ていいますか、あまりみっともない状況があるとか、あるいはレイアウトが少なく、職場内もこうして斜めにならなければ、歩いて部長席に行けないとか、課長席に行けないとかという感じは、いろいろ工夫されているとは思いますが、見受けられます。

だから、そういうところはやはり空間利用とか、新しい備品棚とか書庫とかというのは、本当にもう一回洗い直しをして、金をかけるべきところはかけるのだと。そして効率を進めると、働きやすい環境に進むべきだと私は思います。同じ思いだと思いますが、ぜひそういった観点で職場の見直しをお願いできればと思っています。もし、市長何かありましたら、今の話に。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民サービス向上について

おっしゃるとおりだと思いますし、何よりも職員がそう思っていると思います。少し手狭——しかし、国土交通省とかあそこに行くともっとすごいですから。通り歩きなんかできないくらいですから。それはそれとして、うちが広いか狭いかという問題は見方にもよるのですけれども、私が見てもやはり今手狭になっているというのはもちろんそのとおりだと思いますので、いろいろな知恵を使いながら、新庁舎でも早くできれば、また変わってくるかもしれません。

しかし、県内でいろいろな庁舎、今造られたところもあります。市長からいろいろな話を聞くことがあるのです。興味があるので聞きますから。もう既に手狭になっているという話もあるのです。だから、そういう観点の中から考えると、本当に取っておくもの、きちんとした文書館とか、そういったものというのは、ちょっとすごく様々なテーマがあるなど感じていたりしているところがあるのです。かなり広く思ったバックヤードもすぐに埋まってしまったという話も聞いているのです。新しく造ったところですよ。なので、いろいろな視点を持ってやはり臨んでいかなければならないと思います。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民サービス向上について

今新しい備品というのは、非常に最新鋭でいろいろな工夫されたものがありますので、ぜひ検討だけでもしてみればいかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に3番目の項目へいきます。職場のレイアウトについて、机はお客様向きにそろえたほうが市の対応イメージ向上と効率アップにつながるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民サービス向上について

3つ目のご質問にお答えいたします。職場のレイアウトですね、机配置というか、レイアウト。これには机はお客様向き、カウンター席にそろえたほうが市のイメージ向上と効率ア

ップにつながるのではないかということですが、職場の一部では現在進めているというところもあると思っています。窓口カウンターと正対した、こういう配置をしているところもあります。

この向き合うというか、正対することは職員の気持ち、また意識変化などにより、訪れる市民の皆さんへの対応の向上、効率化につながる方法の一つかと思います。が、現在の配置により事務室の広さですね、これはスペースが広くないと多分できないというふうに現場は判断しているところだと思います。全ての職場においてレイアウトを変更することは、現在としてはなかなか困難な部分もあるということをご理解をいただきたいと思っております。

市民の皆さんの対応などに、市民の方にストレスを与えないように、引き続き職員は、今の状況があまり改まらないかもしれませんが、気配り、目配り、心配りを忘れずに対応して、サービスの向上を日々意識して業務に取り組んでいってくれていると思いますし、これからも続けていく予定であります。

端末に向かっている仕事の在り方というのが、今一番……だから配列だけではない、またいろいろな見方があると思っていまして、渋谷区などは一人端末はやめたのです。ではどうしているかということ、今日ちょっと話をすると長くなってしまうので言いませんが、いろいろな考え方があるというふうに私は思っております。

○議 長 10 番・吉田光利君。

#### ○吉田光利君 2 市民サービス向上について

私の思いは市長にも理解いただけたけれども、現状のスペースではなかなかできないというのが答弁だというふうに受け止めました。僕もそうだろうなと思っていました。

例えば名指しで悪いのですけれども、秘書広報課などは学校方式で、カウンターのほうに机を向けたらモデル職場になるのではないかなという気がします、例えばですよ。そういう何かどこかモデルを一つでもつくっていただければなと思いますし、実際にカウンター席でお客様、受け答えできるわけですから。

今サービスが悪いとは決して言っていないのですけれども、横向きに座っていると、お客様が来ても気がつかないとか、やはり遠くを呼び出さなければいけないとか、来客、市民の方が来たときの見晴らしとか、そういうのを考えると、やはりカウンター方向に一律に向いていると、非常に見晴らしもいいし、すぐ気がついてくれるだろうし、そこの行動範囲も即その場で受け答えができるというのも、前列の方ですけれども、そういうこともあります。重々分かってのことだと思いますので、スペースに無理があることは承知していますので、もし新庁舎ができるときはそういうふうに考えていただければと思います。

次に、4番目の質問に移らせていただきます。最後になるかと思いますが、接客の指導や求職・離職対策での人材確保育成はどのように行われているのか、お尋ねします。

○議 長 市長。

#### ○市 長 2 市民サービス向上について

4つ目のご質問であります。まずは最初の職員の接遇対応ですかね。これについては、意

識、スキルの向上を図るために、毎年市役所は接遇研修というのを実施しています。

具体的には、新採用職員は4月ですが、電話対応の基本、または窓口対応での話し方、聞き方のポイントなどを押さえるためのビジネスマナー基礎研修というのをみんなで受講してもらっています。このほか、新採用職員以外の職員は、窓口対応のスキルアップを図るため、市民対応スキルアップ研修、またはクレーム対応研修などを実施しているところです。常日頃から職員一人一人がこの市役所の代表であるということを意識して、現在市民の立場に立った対応を心がけるように接遇の向上に努めているところです。

2点目に書かれています休職と離職の対策です。新採用職員につきましては、早く業務を覚えて、職場に溶け込めることができるということで、サポーター制度というのをつくっているのです。これを実施しています。サポーター制度、これは先輩職員が新採用職員との日常の会話、また面談、これらを通じた信頼関係を育むという中で、新採用職員特有だと思のですが、新人が抱える仕事上の課題、また悩みなどに耳を傾け相談に乗るという制度です。こういったことを制度化しています。早期の離職対策と合わせて人材育成を図っているということでもあります。

休職の要因ですね。これについても、離職と言うのでしょうか、要因としては、メンタルの不調によるものが多くあると思っています。この対策として、時間外勤務こういったことが非常にストレスにというか、なるということを前提に考えているわけですが、時間外勤務が月45時間を超えた職員は、疲労蓄積度自己診断チェックというのを行いまして、産業医の面談につなげています。これとは別に、産業カウンセラーによる面談を年6回実施しています。職員のメンタルヘルス対策にこれで努めているということでもあります。

あとは全職員に、毎年ですが、私もやるのですけれども、ストレスチェックを実施しています。私も毎年受けています。これにより職員自身のストレスの気づき、これらを促すことによって、メンタルヘルス不調の未然防止につなげるように取り組んでいるところであります。これは様々ございますが、今、市はそういう形で取り組んでいるということでもあります。

○議 長 10番・吉田光利君。

## ○吉田光利君 2 市民サービス向上について

公務員の採用試験は相当な倍率だと思います。相当人気のある職種だというふうに私は捉まえています。ということは、優秀な人が採用されているわけですね。それは市役所だから、あるいは民間の会社だからということではなく、メンタル面で長期休暇を取るとか、療養するとか、あるいは離職するとかというのは、公務員だから、あるいは民間だからということではないと思うのです。

ただ、少なくとも市役所は相当優秀な人を採用しているわけです。だから、私は今までに退職された方、離職された方のやはり、何でこういう形になってしまったのかとか、辞めてしまったのか、あるいは病気になってしまったのかというのがいろいろあると思うのですけれども、そういうのもやはり参考にしながら、採用のときにそういうものは反映される——私が言うべき問題かどうか分かりませんが、そういうこともやはり参考にしながら採

用を決めていかないと、同じことの繰り返しがあるのではないかなという気がします。

やはり面接をやっていくら優秀だなと思っても、実際には違っていたとか、いやこれはどうかなと思っていたのがすばらしかったりとかというのは、採用ってすごく難しいと思うのです。

人材の育成、教育の話を聞かせていただきましたので、私、異論はないのですが、1つだけちょっと、最近の新聞に——どこもそういうことで悩んでいるのだなという気がしましたけれども、つい最近です、5月27日の新聞に出ていたのです。国内初、ストレスの可視化実験というのを新潟県の関川村で始めたのです。関川村です。それは電子計を使って、電子一要するに心電図でしょう。心電図を使って、環境と整合性があるかどうかの実証実験を始めたのです。そういうことでもって防げるものがあるかどうか。全国で初めてと、関川村が取り組んだというのが27日の新聞に掲載されています。

ということは、私はすごく、何ていいますか、この南魚沼市だけではなくて、どこにも共通する悩みなのだ。ストレスチェックもやります。面談もやります。フォローもやります。教育もやりますといっても救い切れないのはあるのだけれども、やはり10人退職が出るなら、7人にしたい、5人にしたい、働きやすい職場をきちんと与えると。そして市のために貢献いただくということが大事だと思うので、ぜひ今ほどのことを進めていただきたいということがあるのです。

質問にしますが、今離職者、あるいは療養者の内容について、どういうことでそうなったかということに対しての、採用時に反映するということはされているのかどうか。なかなか難しい問いだと思うのですが、一応参考にされているのかどうか、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民サービス向上について

どこまでちょっとお答えできるか、議員が求められるところまで触れるかどうかあれですが、採用時に、過去の離職者や休職者の分析に基づいた採用の可否というのは行っていないのですけれども、採用試験において、どういうことをやっているか。少しその辺が答えになるかどうかちょっと分かりませんが。公務員に求められる資質に関して、性格特性検査というのを実施させてもらっています。受験者の性格傾向の特徴を把握をし、面接試験の参考としているということです。そして、ストレスの影響を受けやすい傾向が見られるか、ストレスに対処する行動の様子と程度についても併せて検査しています。面接試験の、これは参考とする状況であります。

2次試験では今度はグループ討議面接を実施します。さっき言ったのは1次試験に入っているのです。2次試験です。これはグループ討議面接というのを実施しているのです。これは、個人面接試験よりも受験者を観察できる時間を長く取る。観察するのです。この中で受験者同士の中で、例えば協力して討議を進めるやり取りの状況、テーマを与えさせていただいてです。こういったことをやり、また積極性とか、協調性とか、社会性とか指導力などを評価して、面接試験の参考としているということでもあります。今ほどの質問に答えられてい



るかどうかあれですが、そういうことが試験について今私どもがやっていることです。

○議 長 10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 市民サービス向上について

最後に簡潔にお願いしますが、やはり市民が元気に過ごせるというか、気持ちよく市役所に来られるのは、やはり職員、市役所が、おはようございます、いらっしゃいませとか、あるいはお疲れさま、こんにちは、元気のよい対応です。スピードのある対応——駆け足で、待ちではなくて、どういうご用件でしょうかとか、そういった形の取組。やはり市役所が健全、元気であれば、市民も元気になれるということだと思しますので、ぜひそういうことを市長は力を入れていらっしゃるのですが、いま一度その辺の、基本的な基本ですが、挨拶の啓蒙、職場の環境を整える。ぜひ決意をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 市民サービス向上について

まさにそう思っております。みんなにも話もさせてもらいますが、まずは私がちょっと足りませんが、自分が元気よくということ。それぞれがまたみんなが、それぞれ自分が元気よくということだと思えます。あとは風通しのいいとか、横で助け合えるとか、そういう気がつき、様々こういった話も常に朝礼でも話をさせてもらったり、庁議でも話していますが、これらがそれぞれまた幹部の皆さんから話があったりだけでは駄目です。同僚、先輩、後輩、こういったところのごく当たり前な人間としての風通しの在り方とか、そういったことがちゃんと守られていけば、今ほど言っているようなことはないと思うのです。誰かに気がつきが足りないところがあるからこうなっていると思えます。

これらを自分が一番気をつけなければいけません、それらが全部伝播され、みんながその意識を持って庁内が明るくなっていくこと。私にとってこのストレス問題等々でそういうものが出るのが一番私にとって苦しみでありますので、これはみんなが分かってくれていると思うので、対応してまいりたいし、対応しております。よろしく申し上げます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は明日 3 月 7 日、午前 9 時半から当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 4 時 31 分〕